

令和7年第3回上富田町議会定例会会議録

(第2日)

○開会期日 令和7年9月8日午前8時57分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

1番	井 溪 港 斗	2番	栗 田 八 郎
3番	平 田 美 穂	4番	松 井 孝 恵
5番	山 本 哲 也	6番	正 垣 耕 平
7番	家根谷 美智子	8番	中 井 照 恵
9番	吉 本 和 広	10番	谷 端 清
11番	樋 木 正 行	12番	大 石 哲 雄

欠席議員（なし）

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 笠 松 昭 宏 主幹 山 根 愛

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	奥 田 誠	副町長	山 本 敏 章
教 育 長	宮 内 一 裕	会計管理者 (会計課長)	樋 山 裕 子
総務課長	十 河 貴 子	総務課副課長	目 良 大 敏
振興課長	芝 健 治	振興課副課長	山 根 康 生
税務課長	三 浦 誠	税務課副課長	小 倉 一 仁
住民課長	笠 松 由 希	住民課副課長	木 村 弘 行
福祉課長	木 村 陽 子	福祉課副課長	平 岩 晃
福祉課副課長	出 羽 正 典	長寿課長	宮 本 真 里
建設課長	谷 本 和 久	建設課副課長	樋 本 貴 寿

上下水道課長	谷 本 誠	上下水道課 副 課 長	陸 平 将 史
教育委員会 事務局長	瀬 田 和 哉	教育委員会 事務局副局長	吉 田 忠 弘
教育委員会 事務局学校 給食センター 所 長	芦 口 正 史	監 査 委 員	大 石 哲 雄

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 6 4 号 上富田町議会議員及び上富田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 6 5 号 町長等の給与の減額支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 6 6 号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 6 7 号 上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 6 8 号 上富田町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 6 9 号 令和 7 年度上富田町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 8 議案第 7 0 号 令和 7 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 議案第 7 1 号 令和 7 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 1 号）
- 日程第 10 議案第 7 2 号 令和 7 年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 1 号）

△開　会　午前8時57分

○議長（松井孝恵）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第3回上富田町議会定例会を開会いたします。

本日も上着を取っていただいて結構かと思います。当局の方も上着を取っていただけて結構です。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△日程第1　一般質問

○議長（松井孝恵）

日程第1　一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

5番、山本哲也君。

山本君の質問は一問一答方式です。

町職員による町有地購入の違法性認定と行政対応についての質問を許可いたします。

○5番（山本哲也）

議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

町職員による町有地購入の違法性認定と行政対応について質問いたします。

本件は、担当課に在籍していた職員が在任中に町有地の購入申込みを行い、さらに売買契約を結んだという事案です。公有財産の売却は、公平、公正、機会均等が大前提です。地方自治法第238条の3は、職員がその職務に関して管理する財産を自ら譲り受けることを禁止しています。本件は、令和6年2月20日、担当課在任中に契約が締結されており、契約成立の時点で法令の趣旨に反する行為となっています。町は、本件についてホームページや広報誌で不適正な事務処理であったとは認めています。しかし一方で、法律違反ではないと説明しています。

私は、ここに大きな矛盾を感じます。自ら適正ではなかったと認めながら、違法ではないと言い張るのは、町民から見れば到底理解できるものではありません。合法な行為でなかったことを町自身が認めている以上、素直に法律違反であったと認めるべきです。違法ではないという説明は、あまりにも苦しい言い逃れにしか聞こえません。町はこれまで、所有権移転登記を行ったのは担当課から異動後であるため違法ではないと主張し

てきました。つまり、契約時点ではなく、登記日を重視する立場です。

しかし、この見解は法的に誤っていると考えます。私は法律の専門家から意見を聞くため、弁護士に意見依頼書を提出しました。その結果、弁護士からは単に契約をすることではなく、所有権の移転を伴う財産移転が譲り受けであると考えるという町の見解は誤りであり、契約締結時点で法律違反に当たるとの明確な指摘をいただきました。また、知人の弁護士に確認しても、明らかに違法との判断であり、ほかの弁護士に意見を求めて同じ結論になるだろうとの見解でした。

さらに弁護士から、過去の判例でも同様の結論が出ていることを示していただきました。大阪における事例では、公有財産の管理に従事する監査委員が自らその財産を買い受けたことについて、裁判所は地方自治法第238条の3第2項により無効であると判断しています。この判例は、管理に従事する立場にある職員が契約当事者となれば、それ自身が違法であり、契約は無効という法的判断を明確に示すものです。

したがって、町は、これ以上、違法性はないとの立場に固執するのではなく、違法であったことを公式に認めるべきです。私は、大阪での判例のように、契約そのものを無効にしろとまで申し上げるつもりはありません。しかし、明らかに地方自治法に反する行為があったのなら、その事実を違法であったと率直に認めていただきたいのです。不適正ではあったが違法ではないという説明は、町民にとって大変分かりにくく、苦しい言い訳にしか聞こえません。町民が求めているのは、責任逃れの説明ではなく、真実を認めた上で誠実に対応してほしいという一点です。

本件は単なる不適正な事務処理ではなく、地方自治法が禁じる行為に該当し、明確に違法性を帯びた契約です。町は違法性を認めた上で、契約の適法性を再検証し、町民の信頼を回復する責任があります。

以上、質問いたします。

○議長（松井孝恵）

答弁願います。

町長、奥田誠君。

○町長（奥田 誠）

お答えします。

この件については、令和7年第1回定例会の中で一般質問があり、建設課在職中に申込みや契約の手続をしたことについて問題はあるが、鑑定価格の売却であるため、町に損害が生じているわけではなく、建設課から異動後に入金があって所有権移転登記をしているので公有財産の事務に従事しておらず、違法ではないという認識で答弁をしております。

この詳細につきましては、議員懇談会や令和7年第1回定例会において設置された公有財産調査特別委員会でも説明をさせていただき、町民の方々には、その都度、広報やホームページで公表し、新聞報道もされています。

また、問題とする建設課在職中の申込みや契約の手続に関しましては、私と副町長は管理監督者の責任として給与の減額、関係職員に対しては職員分限懲戒等審査委員会の審査を経て指導上の措置がされております。

今回ご質問の違法性につきましては、今までの一連の経過もありますが、地方自治法第238条の3第1項、公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受けなければならないという条文から判断しております。この条文にあります譲り受けとは、売買契約なのか、契約に基づく所有権移転登記なのかは、逐条解説にも明記されていないため、単に契約をすることではなく所有権の移転を伴う財産移転であると解釈し、所有権を移転した4月1日は建設課から異動しているため、違法でないという認識をしております。

以上です。

○議長（松井孝恵）

山本君。

○5番（山本哲也）

4年前、過去の会計処理において法律違反が発覚した際、奥田町長は記者会見を開き大きく公表されました。そのときは、前町長が法律違反をしていたと強く指摘され、町民に対して毅然とした姿勢を示されました。しかし、今回ご自身の任期下で発覚した事案については、不適正ではあったが違法ではないと説明し、認めようとしない。他人には厳しく自分には甘い、それでは町民は納得しません。これだけ明確な弁護士の見解や過去の判例を示しても、なお違法性はないとの立場を取り続けるのであれば、その時点で町の判断は中立性や説得力を欠いたものと言わざるを得ません。このまま町自身の判断だけに委ねていては、町民の納得や信頼を得ることは到底できないでしょう。

そこで、提案いたします。町は、外部の弁護士や学識経験者などで構成する第三者委員会を設置すべきです。この第三者委員会は、事実関係の検証、法令適合性の確認を行い、その報告を町民に公表するべきです。第三者による検証を経てこそ初めて、町民に対して説明責任を果たしたと言えるのではないでしょうか。町の見解が法律専門家の意見や判例と食い違うままで、町民の信頼は回復しません。だからこそ、透明性と中立性を担保する仕組みとして第三者委員会を設置することは不可欠だと考えます。

隣接する田辺市では、令和に入ってから既に二度、第三者委員会を設置しています。そのうち一つは、不適切な事務処理に関するものであり、外部の弁護士や有識者を交え

て調査し、その結果を公表しました。つまり、行政だけの判断では町民の信頼を得られないと判断した場合、第三者委員会を設置することは当地域でも既に実践されています。もはや特別なことではなく、行政の信頼性を担保するためのスタンダードだと言えます。

したがって、本件においても、町が違法性を認めないというのであれば、せめて第三者委員会を設置して外部の視点で検証すべきだと考えますが、いかがですか。

○議長（松井孝恵）

町長。

○町長（奥田 誠）

お答えします。

先ほども申しましたが、一連の経過を経て、公有財産調査特別委員会の調査報告書が提出されていますので、第三者委員会の設置については考えてはいません。

以上です。

○議長（松井孝恵）

山本君。

○5番（山本哲也）

町長、特別委員会と言うんですけれども、特別委員会は再発防止策を提案しただけで、何の法的根拠もありません。周辺市町でも当然のように行われていること、なぜ拒むのでしょうか。明確に法律違反であるという弁護士からの見解も受け入れず、透明性と中立性を担保する仕組みも拒否をする。

町長、あなたが掲げてきた正義のまち上富田とは何なのでしょうか。4年前、過去の会計処理において法律違反が発覚した際、町長が選挙で掲げられた正義のまち上富田という言葉に、私は深く感銘を受けました。奥田町長の正義感にほれたこともあり、私はほかの誰よりも応援したつもりです。だからこそ、町長、今ここで裏切らないでいただきたい。法律違反ではないという見解を改めることは勇気のいることです。しかし、勇気を出してこそ、町長の信条である誠心誠意の政治であり、町民に対する誠実な姿勢だと考えます。今こそ町長の信条が問われているのではないでしょうか。

もう一度、お聞きします。この契約は法律違反であったと認めるのか、それが難しいのであれば、第三者委員会を設置すべきだと考えますがいかがですか。

○議長（松井孝恵）

町長。

○町長（奥田 誠）

先ほどからの答弁にもありますように、所有権を移転した4月1日は建設課から異動しているため、違法でないという認識をしております。そしてまた、第三者委員会は立

ち上げる考えは持っていません。公有財産調査特別委員会のほうで報告書がきちんと出されておりますので。

以上です。

○町長（奥田 誠）

山本君。

○5番（山本哲也）

職員の皆さん、また議員の皆さん、町長のこの対応でいいと思われますか。

外部の検証を拒むというのであれば、町は事実上、外部からのチェックを避けたいとみなされても仕方がありません。弁護士の見解、判例の判断、そして町民の代表である議員の指摘をもなお無視するのであれば、それは自分たちに都合のいい結論しか認めないという態度に等しく、町民の信頼を完全に失うことになるでしょう。

議長、質問を終わります。

○議長（松井孝恵）

これで、5番、山本哲也君の質問を終わります。

引き続き、一般質問を行います。

3番、平田美穂君。

平田君の質問は一問一答方式です。

ふるさと納税についての質問を許可いたします。

○3番（平田美穂）

改めまして、皆様、おはようございます。平田美穂です。よろしくお願ひいたします。

このような場に立たせていただく以上、町民の皆様が日々の暮らしの中で感じる不安や疑問に思われる事柄について、行政に対してしっかりと問い合わせ、上富田町のためになるような実現の可能性の高い政策を提言していきたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願ひを申し上げます。

それでは、一般質問に入らせていただきます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問を行います。

今回は、ふるさと納税について質問します。

ふるさと納税制度は、生まれ育ったふるさとや自分の好きな自治体を選んで寄付を通じて応援するというのが趣旨で、2008年から始まり、過疎などで税収が減少している地方と都市部との行政収支バランス、地域格差を改善するためにつくられました。住んでいる自治体以外に寄付をすると、税金の還付や控除が受けられ、返礼品を受けることができる制度です。現在では、多くの自治体で貴重な自主財源となっていて財政強化につながっています。そして、地域の魅力発信や產品のPRとともに、関係人口の拡大

につなげる有効な手だてであると認識しています。

そこで、ふるさと納税の上富田町における状況をお聞きます。

1点目、令和6年度の寄付件数、寄付金額、返礼品の種類、ランキング、取扱業者について教えてください。

○議長（松井孝恵）

振興課長、芝健治君。

○振興課長（芝 健治）

お答えをいたします。

令和6年度実績としましては、寄付件数は3万5, 291件で、寄付金額は4億5, 522万5, 565円、令和5年度実績より若干の減少となっております。

返礼品の種類では、圧倒的に梅とミカンが占めておりますが、令和6年度、直近のランキングでは、1位と2位の返礼品は、いずれも町内の小売業者で、1位が塩分8%梅干し、2位が塩分5%減塩の梅干しです。3位は、近隣市町に本社があり町内に工場のある事業者で、こちらも塩分5%の梅干しです。1位から3位全てが梅干しで、令和6年度に受け入れた寄付金総額に占めるシェアの20.1%を占めます。そして、4位は、有田地域に本社のある小売業者で、返礼品は温州ミカン、全体のシェア2.4%ですが、こちらの返礼品は県内24市町村との共通返礼品です。5位は、和歌山市に本社があり町内に小売業を展開している事業者ですが、返礼品は青梅、全体のシェアは1.8%で、こちらも共通返礼品ですが、もちろん上富田町内で生産された青梅も含まれます。そして、6位から10位ですが、町内の事業者が製造した梅ドリンク、コロッケ、シャツ、また共通返礼品は、完熟梅や伊都地方のあんぽ柿と続きます。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

平田君。

○3番（平田美穂）

4年連続で4億円超という寄付金を頂いているということですね。返礼品の種類なんですが、岡にもミカンがあるかなと私も思っていました、でも有田のミカンというふうに寄付をされる方が言われれば、それはもう有田ミカンでしか仕方がないなというふうには思っているんですけども、岡の方から、ちょっとミカンはそんなにたくさん難しいという話も聞いていますので。でも、当町の品物ではないものも含まれているということを理解いたしました。

今後は、魅力のある特産品をより前面に出し、町の特色が出せるよう工夫をお願いしたいというふうに思います。

次、2点目、ふるさと納税に係る寄付金の使途について、令和6年度の主な使途実績を目的別にお願いします。また、使途を特定しない、町長にお任せについてもお願いします。

○議長（松井孝恵）

芝君。

○振興課長（芝 健治）

お答えいたします。

寄付金の使途については、主に4種類の事業に区別されます。

1つ目の使途は、自然環境の保全に資する事業で、令和6年度実績では6, 120件、活用実績は4, 864万1, 056円です。具体的な活用内容は、森づくり事業などで241万2, 000円がございます。

2つ目の使途は、子供たちの健全な育成と安心安全なまちづくりに資する事業で、1万1, 450件、活用実績は1億6, 195万1, 648円です。具体的な活用内容につきましては、保健センターが実施する事業で、おおむね1, 500万円を支出してブックスタート、出産・子育て世代応援交付金、妊婦検診、ワクチン接種償還払い等がございます。その他、子ども・子育て支援事業計画策定委託料、子ども医療費の補助、保育所の遊具設置費、児童用図書購入等でおおむね3, 500万円を活用しております。また、教育委員会が実施する事業では、小学校、中学校の図書購入費や、小学校、中学校に入学する児童生徒への図書プレゼント、アーバタウン事業、柔道着購入補助、青少年育成町民会議補助等でおおむね400万円を活用しております。

3つ目の使途は、文化・芸術及び生涯スポーツの振興に資する事業で9, 020件、活用実績は1億9, 108万1, 607円です。具体的な活用内容については、町立図書館の図書購入や体育協会の補助等で約300万円を活用しております。また、昨年度においては、上富田スポーツセンター多目的グラウンドAコートの人工芝改修工事で約1億3, 000万円を活用しております。

4つ目の使途は、その他目的達成のため町長が必要と認める事業で8, 688件、活用実績は7, 652万8, 911円です。具体的な活用内容については、観光協会の補助、かみとん市運営補助、また、昨年度では岩田公民館調理室改修工事費等で活用しております。

なお、ご寄付いただいた総額4億5, 000万円のおおむね半分は、返礼品代や配送料、ポータルサイト手数料等の支出となります。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

平田君。

○3番（平田美穂）

ふるさと納税の使途についてご説明をいただきました。貴重な寄付金をどのようにまちづくりに生かしているかを町民に分かりやすく伝えることこそが、町の信頼を高め、持続可能な制度、運営につながると思います。

町長が認める事業の中に、先日の友遊フェスティバルも、花火が時間も長くて今年はすごい花火が打ち上がったなというふうにも思っているんですが、これも町長が認める事業の中に入っているということですね。

そしたら、次にいきます。

3点目、上富田町民が他町にふるさと納税をしたことによる税の町外流出について、現在はどのような状況でしょうか。

○議長（松井孝恵）

税務課副課長、小倉一仁君。

○税務課副課長（小倉一仁）

お答えします。

町民の方が他の市町村にふるさと納税をされた場合、本来町民税として町の税収となる見込みであった税額から寄付金控除として税額控除される、言い換えますと町民税の税収入が減収ということになりますので、この点については税収の町外への流出が生じているということになります。

そこで、上富田町の状況についてでございますが、最新の令和7年度、課税時におけるふるさと納税を対象とした寄付金控除の額でございますけれども、2,693万2,963円となってございます。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

平田君。

○3番（平田美穂）

ただいまのご答弁を受け、町外へ流出があることは残念ではありますが、全国的にも同様の課題であると理解いたします。その上で、上富田町の魅力を高め、寄付をしていただけるまちづくりに一層努めていただきたいと思います。

続いて、4点目です。ふるさと納税の取組について、これまでの成果や現状の課題をどのように受け止めているのか、教えてください。

○議長（松井孝恵）

芝君。

○振興課長（芝 健治）

お答えします。

ふるさと納税の成果としましては、上富田町の恵まれた自然環境を後世に継承していくこと、また、後世を受け継ぐ子供たちの健全な育成と安心安全なまちづくりを進め、個性豊かなふるさとづくりと協同のまちづくりに資することができたのではと考えます。具体的に言いますと、自然環境の保護や文化・芸術、スポーツ振興はもとより、上富田町の独自性のある子育て支援や教育推進のための財源として活用できたことが大きく挙げられます。

また、ふるさと納税のもう一つの成果としましては、本町の地場産品等を扱うことで本町の産業振興にも大きく寄与したものではと考えております。

本町のふるさと納税寄付額の推移では、ふるさと納税創設時の平成20年度から平成23年度までは、最低で130万円、最高でも380万円で推移してきました。その後、平成24年度以降は、年度によって多少ばらつきはありますが、ほぼ1千万円台から2千万円程度までの金額で推移し、令和元年度では約1,300万円がありました。

本町では、この頃からふるさと納税の拡充を図るために、いち早くポータルサイトを数多く導入することや、他市町との協定を結び共通返礼品制度を取り入れたことで、令和2年度には約2億円、令和3年度には約3億6,000万円、令和4年度には約3億5,000万円、令和5年度には約4億7,000万円、令和6年度には約4億5,000万円と、令和以降大幅に寄付額を伸ばしてきました。約半額を占める返礼品代や配送料、ポータルサイト手数料の支出を除外しても、5年前と比較して10倍をはるかに超える大きな収入を得ることができました。

しかしながら、現状の課題としましては、令和5年度を最高額に若干の減少傾向となりました。その要因は、昨今、ポータルサイトのテレビCMが日常的に放映されるなど、ふるさと納税が世の中に幅広く認知され、どの自治体もポータルサイトを活用するようになったことや返礼品の中身などが類似してくるなど、自治体間の競争が過熱していることにあると分析をしております。

また、平成20年度から創設されたふるさと納税制度ですが、総務省は、都市と地方との税収格差の問題を踏まえ、生まれ故郷はもちろんお世話になった地域やこれから応援したい地域へも力になれる制度として、都道府県、市区町村への寄付として創設したものであって、ふるさと納税の本来の趣旨に立ち返らなければならないとし、返礼品の在り方の見直しを行ったり、本年10月からはなんとかポイントといったポイントの付与を禁じるなど、ふるさと納税の制度をめぐっては、今後は予断を許さないものと動向を注視している状況にございます。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

平田君。

○3番（平田美穂）

ふるさと納税の実績や今後の課題についてご答弁をいただきました。連續して4年前から大きな寄付をいただいているという事実は町の魅力が評価されているというあかしでもあるのかなというふうに思います。

また、返礼品を、寄付先を選ぶ傾向が強いということなんですね。物によって寄付をするというそういうのがあるということですね。それが本当に年々競争が過熱している。それから、やっぱり委託料、返礼品の経費が大きくなるということで、返礼品に頼らない施策の応援や共感による寄付の募集を行うということも考えていいんじゃないということなんでしょうか。全国的な制度の動向も踏まえつつ、上富田町の特色をより発揮できるよう、一層の工夫をお願いしたいと思います。

それでは、5点目。さらに多くの方々に当町の返礼品を選んでいただきため、新たな寄付のきっかけづくりや寄付層の広がりは大切ではないかと感じています。今後の取組についてお尋ねしたいと思うんですが、幾つか提案をしたいと思います。ふるさと納税は寄付金の確保だけでなく、まちの魅力を広く発信する大きな機会です。返礼品を単なる物品の贈呈にとどめず、まちの特色を生かした戦略的な取組が必要だと考えます。

そこで、幾つか提案したいと思います。例えば、歴史や文化と結びつける八上神社や稻葉根神社、熊野古道など歴史的資源を紹介する冊子、それから、生産者の思いを伝えるカードを同封するなど、町への共感を高める。また、体験型返礼品の拡充です。アユ釣りや農業体験、梅収穫体験、農家の民泊などの観光体験の組合せ。そして、子供応援型返礼品として、返礼品購入の一部をこども食堂や不登校支援に活用していただけるとうれしいなというふうに思っています。また、梅、ミカン、ヤマモモ、アユ加工品、地酒などの少量で多品目セットで町の食を広く発信すること。それから、地域イベントの祭りやスポーツ大会の招待チケットを送るなど、継続的なつながりを生む仕組みをつくり、定期便や寄付者限定の交流発信を通じ、リピーターを増やすなどはどうでしょうか。

ご答弁をお願いします。

○議長（松井孝恵）

芝君。

○振興課長（芝 健治）

お答えします。

ご指摘いただきましてありがとうございます。

ちょっとこういうことがありました。ふるさと納税の寄付者からの電話の問合せで、近畿地方以外の方に多いのは、上富田町のことを「かみとみたまち」とおっしゃることがあります。このことは、本町の出身者でもなく関係のあった人でもなく、返礼品への評価に対してのものであることを証明されていると考えられます。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、動機がどうであれ、寄付しようという方との縁というものをとても重要なことであるということは言うまでもありません。ゆえに、ご寄付いただいた全ての方にふるさと納税受領証明書やワンストップ特例制度の案内とともにお礼状を送付しておりますが、それを入れる封筒には、上富田町お勧めの返礼品として、青梅や梅干し、梅酒などの写真のほか、本町のことを知ってもらうために富田川とそれに架かる潜水橋やひょうたんの写真、上富田町公式フェイスブックやインスタグラムのQRコードを記載するなど、寄付していただきたい方とのつながりができるような工夫はしております。

しかしながら、これ以上何かしらの付加価値を付けたアプローチを行おうとしても、年間約3万5,000人の方を相手にした場合、多くの費用や事務負担が生じてしまうといった面も否めません。また、総務省が定める規定では、返礼品の価値は寄付金の3割以内、その他手数料をはじめ事務経費も含めて寄付金額の5割以内ではなくてはならないというルールもございますので、今後の大きな課題であると考えます。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

平田君。

○3番（平田美穂）

ただいまのご答弁で、返礼品を選んでいただくための今後の取組についてお伺いしましたが、いろいろ難しい点もあるのかなというふうに感じました。制度の変更などもあったというふうに聞いておりますので、本当に寄付者の心に響く魅力づくりを進めていかないといけないなというふうにも思っています。

では、続いて6点目、企業版ふるさと納税についての仕組みと問題点、そして、今後寄付額を増やすための取組をお聞きします。

○議長（松井孝恵）

芝君。

○振興課長（芝 健治）

お答えいたします。

平成28年度に創設されました企業版ふるさと納税は、地方公共団体の地方創生プロ

ジェクトに対し企業が寄付を行った場合、法人関係税から税額控除する仕組みで、損金算入による経済効果と合わせて最大で寄付額の約9割が軽減され、実質的な企業の負担が約1割まで軽減されます。また、企業は寄付による社会貢献を通じて社会的なイメージアップにもつながるという側面もあります。しかしながら、制度活用に当たっての留意事項には1回当たり10万円以上の寄付が対象となること、寄付を行うことの代償として経済的な利益を受けることは禁止されていること、本社が所在する地方公共団体への寄付は対象とはならないことなどがあります。

本町における企業版ふるさと納税の令和6年度実績としまして、13件、1,219万円の寄付を頂きました。活用内容については、寄付を頂いた企業の意向によりますが、スポーツセンターで行われますラグビーフェスタ、サッカーのフトブーツカップ、ガキ大将の森キャンプといったスポーツ観光促進事業、和歌山ウェイブスや南紀オレンジサンライズFCといったスポーツクラブ育成事業、紀州くちくまの熱中小学校といった大人の社会塾、クマイチといったサイクリングツーリズム等に活用させていただきました。

さて、令和2年度からの税額控除の割合の引上げもあり、全国的に急激に増加している現状から、個人向けのふるさと納税と同様、自治体間競争が激化する可能性もあるため、早期に寄付の募集の取組を強化したいところであります。しかしながら、個人版ふるさと納税とは違い、企業への営業活動など、我々の能力と時間にも限界がございます。それでも、個人版ふるさと納税とは比較して企業版ふるさと納税そのものの認知度はまだまだ低いため、いずれにしましても、議員ご指摘のとおり、ふるさと納税の拡充等に向けては、新たな視点を持たなければならないという観点から、企業に対する効果的なPRや寄付を動機づける付加価値をつくるなど、今後、効率的かつ効果的な取組について研究、検討してまいります。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

平田君。

○3番（平田美穂）

力強いご答弁をいただきました。

この企業版ふるさと納税、これは地方創生プロジェクトに対して寄付をいただけるということと、それから、地方公共団体が策定したまち・ひと・しごとの戦略に基づき国の認定を受ける。それから、優遇措置、税制上の9割の法人関係税が軽減されるということですね。この企業版ふるさと納税については、企業は寄付を行う、企業ですので代償を求めるのかなと思っていましたが、それは駄目だというふうになっているんですね。経済的な利益は受けることは禁止されているということなので、今おっしゃったように

本当に大変なんだなと思います。PR、働きかけ。

寄付が集まる自治体は何が違うのかというのをちょっと調べてみたんですが、まずは企業側の視点に立つ。それから、具体的なプロジェクトをつくる。それから、積極的に発信する。それから、一番大切な、担当者が情熱を持つということだと思うんですが、今、課長がいろいろおっしゃってくれた中でも、情熱があるなというふうにも感じられましたので、町民の皆様も成果を楽しみにされていますので、大変でしょうが、エールを送りたいと思います。この企業版ふるさと納税、これはもう1,000万円近く頂いているというのはすばらしいことやなというふうにも思います。

では最後に、ふるさと納税に対し今後どのように考えていくのか、町長の見解をお伺いします。

○議長（松井孝恵）

町長、奥田誠君。

○町長（奥田 誠）

お答えします。

本年度から、さわやか上富田まちづくり基金の一部を発展させ、新たに子育て夢基金を創設したところですが、このことは子供の健全な育成と安全なまちづくりに資する事業を希望された寄付金を、無償化の対象年齢を拡充する子ども医療費や妊産婦や乳幼児、小・中学生への支援に活用するなど、上富田町の未来を託す子供たちが輝くまちづくりの実現に向け施策を進めております。そのためにも、個人向けのふるさと納税の確保はもちろんのこと、企業版ふるさと納税のさらなる確保に向けて取組を進めてまいります。

以上です。

○議長（松井孝恵）

平田君。

○3番（平田美穂）

力強いご答弁をいただきました。

先ほど提案をさせてもらったんですが、返礼品購入の一部に、こども食堂や不登校支援、そういうところにも力を入れていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（松井孝恵）

町長。

○町長（奥田 誠）

お答えします。

こども食堂とかまた不登校支援についても、いろいろ今後ともまた研究をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○3番（平田美穂）

ありがとうございます。

ふるさと納税は、地域活性化の一助となるだけでなく、寄付者自身が応援したい自治体やプロジェクトに直接貢献できるすばらしい制度です。今後もその意義が広く認識されていくと思います。魅力のある上富田町をつくることで、応援したい方を増やし、自治体として多くの寄付が集まるなどを期待いたしまして、質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（松井孝恵）

これで、3番、平田美穂君の質問を終わります。

9時5分まで休憩いたします。

休憩 午前 9時38分

再開 午前 9時52分

○議長（松井孝恵）

再開します。

引き続き、一般質問を行います。

9番、吉本和広君。

吉本君の質問は一問一等方式です。

まず、凍結防止カーブミラーの設置についての質問を許可いたします。

○9番（吉本和広）

おはようございます。日本共産党の吉本和広です。よろしくお願ひいたします。

2年ほど前に、南紀の台の方から、朝出勤する際に交通量の多い道路に出るとき、カーブミラーが凍って見えず、道路に出るのが危なくて困っているというお話をありました。凍結しないカーブミラーはないのか。あれば、それに交換してほしいと言われました。建設課で伺うと、あるが、どの程度効果があるか分からない、価格は通常の倍ほどする、試しに設置して凍らなければ、順次予算の許す範囲内で設置を考えたいと返事をもらいました。

当時、私は丹田台から観音台にわたる通学路に子供の安全確認で朝、水曜日に立っていました。丹田台の方の車が丹田台から三郎坂に出る際に見るカーブミラーが凍って見えず、なかなか出られず危険でした。また、反対側の観音台から三郎坂に出る車が見る

カーブミラーも凍って見られず、危なくてなかなか出られない危険な状況でした。私は、丹田台町内会からも、凍結防止のカーブミラーの設置要求を前の会長さんのときに、3月に上げてもらいました。

建設課に来て再度要望すると、忘れていたようで、丹田台町内から要望も出ていたので、早急に丹田台に設置して効果があるか検証すると、町内で1基、初めて設置されました。12月の寒い日の朝6時頃、凍っていないか何回か見に行きましたが、凍結防止のカーブミラーだけは凍っていませんでした。町は効果を検証するとしていましたが、どうでしたか。回答をお願いします。

○議長（松井孝恵）

建設課副課長、樫本貴寿君。

○建設課副課長（樫本貴寿）

お答えいたします。

凍結防止カーブミラーは、特に寒冷地や冬場の交通事故防止に有効とされております。丹田台町内会からの要望を受け、令和6年2月、効果を確認するため、試験的に丹田台地区の交差点1か所に凍結防止カーブミラーを設置しました。

検証結果としましては、冬場の寒い朝に数回確認しましたが、議員おっしゃるとおり凍結などが多くなく、視界は良好でありました。このことから、凍結防止カーブミラーを設置することは、一定の効果があると考えております。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

建設課は、私にも丹田台町内会にも、価格が倍ほどするので予算にも限りがあるので、効果があれば少しずつ町内に入れていくたいと回答していました。同じように困っている地域や町内会は多いと思います。さきに述べたように、南紀の台から要望があります。各町内会の声も聞いて、入れる数も限られるので、1基、2基入れるならどこがいいか希望も聞き、メイン道路に多くの車が出る場所から、また、子供たちの通学路も配慮して、順次設置すべきではありませんか。

○議長（松井孝恵）

樫本君。

○建設課副課長（樫本貴寿）

お答えします。

カーブミラーは、交差点やカーブ、また、建物や擁壁などで見通しが悪い場所におい

て、ドライバーの目視による安全確認を補助する施設であります。設置することで、その場所は見通しが悪く注意が必要な場所であることをドライバーに認識させる注意喚起の効果もあります。

一方で、カーブミラーはあくまで補助的なものであり、その特質を理解せず過信すると、かえって危険な場合があります。カーブミラーには必ず映らない部分、死角が存在し、子供や自転車、歩行者を見落とすことがあります。また、カーブミラーに何も映っていないことを安全だと勘違いして一時停止や徐行を怠り、事故につながるケースもあることから、ドライバーはカーブミラーを過信せず、必ず自身の目で直接安全確認を行うことが原則であります。

凍結防止カーブミラーの設置につきましては、通常のカーブミラーに比べ費用が2倍以上と高額になります。町としましては、これらのメリット、デメリットを踏まえて、まず、交通量の多い主要道路沿い、特に通学路を中心に精査を行い、その後、設置に向けて、各地域や町内会と連携を取ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

そのように適切に対応していただいて、予算もあると思いますので、少しづつ安全になるように設置ください。よろしくお願ひいたします。

では、次の質間に移ります。

○議長（松井孝恵）

続けてください。

○9番（吉本和広）

3月議会で、次のような質問をしました。

自公政権は2000年の介護保険制度スタート以来、物価や最低賃金の上昇にもかかわらず介護の報酬を引き下げてきました。自公政権が、訪問介護の基本報酬のみをさらに2024年度4月から2から3%引き下げたことによって、訪問介護の経営が赤字経営となり苦しい状況となっています。上富田町でも2つの訪問介護事業所が3月末でやめました。人員不足やコロナ禍、急激な物価高騰といった介護事業に共通する何重もの苦境に加えて、訪問介護は利用者を一軒一軒回るため、自動車のガソリン代高騰も直撃しているので支援をしてほしいと言われていますので、支援を検討すべきと質問しました。

長寿課は、令和7年度の訪問介護事業所との連携会議を早く開き、アンケートも取っ

て声を聞きますと答弁されました。困っている訪問介護事業者からどのような声が出されましたか。答弁をお願いします。

○議長（松井孝恵）

長寿課長、宮本真里君。

○長寿課長（宮本真里）

お答えします。

令和7年5月にアンケート調査と町内訪問介護事業所連絡会を実施しています。事業所の現状としての意見の主なものとしましては、ガソリン等の物価が高騰し、基本報酬からの出費が増えており、経営が厳しい状態。加算を取らないと報酬減であるが、加算を取るためには事務量が増加し、負担が増えているなどがありました。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

3月議会で新潟県村上市を参考に検討していただきたいと質問しましたが、訪問介護事業者の現状を聞かれて、どのような支援策を検討されましたか。お答えください。

○議長（松井孝恵）

宮本君。

○長寿課長（宮本真里）

お答えします。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業としての推奨される対象支援項目の中から、物価高騰による事業所の負担を軽減し、介護保険事業の継続と経営の安定化を図る目的で町内の介護事業所に支援金を交付することとし、9月補正に計上させていただいております。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

介護事業者に県と同様の支援策を行っていただいたことは、事業者にとってありがたいことだと思います。3月議会でも述べましたが、2024年の報酬改定では、訪問介護事業以外は少し報酬が引き上げられましたが、訪問介護だけが引き下げられました。高い利益を上げているサービス付き高齢者住宅などの集合住宅を移動時間なく訪問する訪問介護事業者は利益を上げています。しかし、地域の高齢者を一軒一軒回る訪問介護

事業者は、多くが移動時間やガソリン代などで不採算です。厚労省のデータでも、約4割が赤字でした。今はもっと赤字事業者が増えています。

ある町の事業者の声を聞きました。大手ではなく地元の方が経営する訪問介護事業所で、町内では中堅的な訪問介護事業のみを行う事業所で話を聞きました。この3年間赤字です。訪問介護の基本報酬をさらに2024年4月から2から3%引き下げたことによって、今年度はおおよそですが昨年より600万円ほどさらに減収すると言われていました。報酬改定まで続けられるかどうか分からず。町が訪問介護事業所に2万5,500円交付金を、先ほど言われたお金ですけれども、出していただけるのはうれしいが、赤字には全く追いつかない。報酬引下げ分全額補助してほしいが、そこまで無理なら半額、報酬改定まででいいので、持ちこたえるために補助してほしいと言われています。

中山間地の龍神、本宮、中辺路、市鹿野などはヘルパーが少なく、地元の社協のヘルパー数では、全ての方にヘルパーを派遣できない状況です。ケアマネは、地域以外の訪問介護事業所に依頼するしかありません。しかし、田辺市や上富田町、白浜町の大手や社協などは、赤字になるので断っています。どの事業所も行ける移動距離を含んだ介護報酬に国はすべきです。そうすれば、龍神や本宮の方も好きな介護事業所を選べます。

しかし、そうなっていないので、この事業が行われないと中山間地の方は、介護保険税を払っているのに介護保険を受けられない状況となります。この事業所は、本宮に1日で6軒の家庭を身体介護で訪問しているとのことです。職員には、本宮までの往復2時間、約100キロと、6軒の間を移動する時間分の賃金として事業主は職員に1,300円支払っています。それに加えて、100キロ以上走った車のガソリン代が軽自動車でも最低1,000円程度は必要となります。ガソリン代を合わせると2,300円事業主は出すことになります。しかし、この本宮への移動に対してかかる費用は、国からは介護していない時間なので介護報酬に含まれず何も出ません。中山間地補助として、国に交通補助を申請すれば、介護報酬に5%だけ上乗せされるだけです。本宮で換算すると、1回の身体介護で約2,200円の5%の110円しか交通費として出ません。6軒回って660円しか国から出ません。2,300円必要なのに660円しか出ず、1,640円の赤字です。それが30日間行くとすると、月約5万円の赤字となります。龍神に行っても同じことが起こります。

訪問介護制度は、学童保育のように、その町に住む方の訪問介護はその町が行うという国の制度ではありません。地域を越えて事業者が行っています。その事業所の税金は事業所のある町に支払われます。この事業所のヘルパーは、3分の2は上富田町の方で、ここが閉じれば、介護の職には就かず別の職業に就くと言っておられると話されていま

した。この事業所の訪問介護の利用者は約半数が町内の方です。なくなれば、社協を含め町内の事業所は、全ての方を引き受けるのは、ヘルパー不足から、前回も述べましたが、困難であると言っておられます。町内の訪問介護を受けるお年寄りが困ることになります。

また、社会福祉協議会や他の町内の事業所に、龍神や本宮などの中山間地に訪問介護に行くことはできませんかと今回も聞きましたら、赤字になるので行けませんと話されていました。7キロ以上の中山間地の訪問介護に限って、村上市のように1回50円補助してはどうでしょうか。さきの本宮のケースであれば1日300円の補助となり、赤字は1,340円に少しですが軽減されます。また、訪問介護事業の基本報酬引下げ分の半額、報酬改定で元に戻るまで訪問介護事業所に補助してはどうでしょうか。

交通費と引下げ分の半額補助、2点について回答をお願いいたします。

○議長（松井孝恵）

宮本君。

○長寿課長（宮本真里）

お答えします。

今回、物価高騰対応重点支援地方創生臨時支援金による支援を実施いたしますので、その他の補助につきましては行う予定はございません。

今後も国や県、付近市町等からの情報を収集し、補助について実施可能なものがないか検討させていただきます。また、事業所が取得可能な加算などについての提案や相談に応じさせていただきたいと考えます。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

ぜひ検討していただきたいと思います。

次に、地元でデイサービス、有料老人ホーム、訪問介護など複合的な事業を行っている事業者の方は、今回の介護事業全体の交付金は多くの事業で受けられ、喜んでおられました。しかし、お米、ガソリン代値上げで運営はぎりぎりであると言われていました。

また、デイサービスなどで使う車は福祉車両などで免税になっている、軽自動車は町が免税しているが、介護、訪問介護に使う軽自動車は利用者が乗るので免税となっていない、訪問介護で使う車も町独自に免税か、その分補助してほしいと話されていました。そのような支援をすべきではありませんか。お答えください。

○議長（松井孝恵）

宮本君。

○長寿課長（宮本真里）

お答えします。

税につきましては、地方税法及び上富田町税条例に基づいて減免をしているもので
ので、町独自に減免を行うことは予定しておりません。

補助につきましては、先ほどの回答と同様となります。国や県、付近市町等から情
報を収集し、実施可能なものがいか検討させていただき、事業所が取得可能な加算な
どについての提案や相談に応じさせていただきたいと考えます。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

上富田町民が地元の訪問介護事業所で多く働いておられます。訪問介護が今まで
は崩壊します。国に、早く訪問介護事業の報酬を元に戻すことをさらに町は強く求める
とともに、元に戻るまで地元の事業所が赤字のためやめることにならない対策を今後検
討していくべきではないでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（松井孝恵）

宮本君。

○長寿課長（宮本真里）

お答えします。

訪問介護サービスは、要介護状態になってもいつまでも住み慣れた地域や自宅で生活
するために欠かせないサービスであることは認識しております。昨年度は、要望事項と
して、西牟婁郡町村会の政府予算編成及び施策の策定に関する要望事項として、訪問介
護に関する基本報酬の引下げの見直しを要望しております。引き続き今年度も要望して
まいりたいと考えます。

対策につきましては、先ほどからと同様の回答となります。国や県、付近市町から
の情報を収集し、実施可能なものがいか検討させていただき、事業所が取得可能な加
算などについての提案や相談に応じさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

訪問介護事業所への対策を要望して、次の質間に移ります。

岩田ふれあい公園近くの新興住宅の若い方々とお話をしました。岩田ふれあい公園にはバスケットコートが設置され、中高生を中心に利用されています。遊具は、二、三歳までの乳幼児が利用する遊具はありますが、ほとんどの公園に設置されている幼児から小学校高学年までが遊べるブランコや滑り台、シーソーなどが設置されていないので、子供が遊べないと話されていました。

実際、岩田川近くやはるかぜ保育所近くの新興住宅やヤマヨテクスタイル近くの上岩田の新興住宅の方々、岩田橋を渡ってすぐの田熊地区の新興住宅の方々も、歩いて行ける公園に遊具が欲しいと言われていました。岩田ふれあい公園に来ていた3年生3人に話を聞くと、ここは公園と言っているが遊具がなく、公園とは言えない、遊具が欲しいと言っていました。

遊具などで遊ぶことが大切な時期である幼児や小学校の子供たちは、公園で初めて出会った子供とも遊びを通して友達になり、社会性を育みます。体を動かすことで体力もつきます。アスレチックも入った複合滑り台では、子供たちは頭と体、両方で試行錯誤して達成感を味わっています。子供にとって遊びは、数、言葉、社会性など、全面的な発達を促す大切な活動です。遊具は子供の全面発達に必要であると考えますが、どうお考えですか。

○議長（松井孝恵）

教育委員会事務局長、瀬田和哉君。

○教育委員会事務局長（瀬田和哉）

お答えします。

遊具の必要性についてどう考えるかということですけれども、遊具の果たす役割というのは、先ほど議員もおっしゃられますように、身体や運動機能の向上、また社会性を育むといったことで、こういったことを踏まえますと、遊具はないよりもあったほうがいいと考えます。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

第2次地方創生事業でも、若者や女性にも選ばれる地方を実現するとあります。若者が住みたくなるまちづくりと国も言っています。若い世帯が必要と思っている公園があるまちは、若い世帯が望む、子育てしやすい豊かなまちです。また、子供と一緒に公園に集まる保護者の交流の場ともなり、地域コミュニティーを育てます。若い世帯の遊具のある公園が欲しいという要望に応えることは、田辺、白浜に近い、子育て環境のよい

上富田町に家を建てようと選ばれ、人口減少を食い止めることにつながる一つになると
考えます。どうお考えですか。

○議長（松井孝恵）

瀬田君。

○教育委員会事務局長（瀬田和哉）

お答えします。

公園は、地域コミュニティーの場としても一定の役割を果たしてくれるものと考えま
すし、若い子育て世代の方の住みよい住環境の一因とも考えてございます。

ただ、人口減少を食い止めるかどうかといったことにつきましては、人口減少の要因
が複合的でございますので、一概に公園があることだけで人口減少をとめることができ
るとは言い難いものと考えてございます。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

私は、これだけで止められるとは言っていないわけです。国が言っているように、そ
ういうことがあることが、そのまちに住もうという気持ちを促すという意味で言ってい
ると思うんですけれども、それは間違っているんでしょうか。

○議長（松井孝恵）

瀬田君。

○教育委員会事務局長（瀬田和哉）

今お答えしましたように、その要因の一つとして、公園があるということは住みよい
環境づくりの一因となっていると考えてございます。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

上岩田、田熊地区を含め、公園周辺には新築の住宅も増えており、子供も増えていま
す。海南市から来た友人は、田舎は田と畑で遊べというのか、公園も少ない上に遊具も
ない、多くの移住者は、田も畑も持っていないのに、他人の田や畑では遊べないのにど
こで遊べというのかと言っておられました。道路等で遊んで事故につながらないよう、
子供が安全に楽しく遊べるよう、遊具を設置すべきではありませんか。

○議長（松井孝恵）

瀬田君。

○教育委員会事務局長（瀬田和哉）

お答えします。

先ほども回答いたしましたが、遊具については、やはりないよりもあったほうがいいと考えてございます。教育委員会としましては、ご質問の岩田ふれあい公園においての現状では、遊具につきましてはやはりちょっと少ないかなというふうに感じてございます。ただ、遊具設置に関しましては、設置に伴う遊具点検の費用であったりとか、遊具管理や公園管理、そういうことも考慮し、今後の研究課題とさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

ぜひ、前向きに検討していただきたいと思います。

岩田公園は、南紀はまゆう支援学校の児童生徒がよく利用しています。私も職員だったので、よく利用させていただきました。南紀はまゆう支援学校の校長先生ともお話をしました。遊具設置されれば、児童生徒にとってもありがたいと話されておられました。また、岩田には、福祉センターをはじめ多くの障害者の施設があります。歩いて来られる距離に岩田ふれあい公園はあります。

田辺市のし尿処理場にある障害児のための遊具は、近年、田辺市が追加設置したもので。障害のある子供やお年寄りもよく来てくれて活用していると話されていました。田辺市を参考に、障害児（者）にも配慮した遊具にしてはどうでしょうか。

○議長（松井孝恵）

瀬田君。

○教育委員会事務局長（瀬田和哉）

お答えします。

ご質問の清浄館の遊具につきましては、複合型遊具でございます。適応年齢が3歳から6歳のものが1つと、6歳から12歳のものが1つ、また滑り台、大きなもの1つございます。

今後、教育委員会管理公園においては、遊具設置の際につきましては、先ほど回答しました管理上の問題、そういうところをこらへてありましたとか、点検上の費用の問題、そういうところも考えていきたいなというふうに、設置に向けてはちょっと検討したいなというふうに考えておりますし、また、今後は高齢者がやはり多くなってくるというところもございます。高齢者がやはりいつまでも健康で暮らせるよう、そういう高齢

者向けの健康器具の設置も視野に研究していきたいというふうには考えてございますので、よろしくお願ひします。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

以前は、地域の方の好意で駐車場が日中開放されていましたが、今はできなくなっています。駐車場の鍵を朝開けて夕方閉めるのは、本当に大変なことだと思います。以前していただいた方には頭が下がります。

遊具が設置された際には、障害者の作業所などにも委託して開けていただけないか、土日どこかにお願いできないか。あるいは機械によって夕方5時から9時まで遮断されて入れないようにするなど、せっかく広い駐車場を持っているので、日中は使えるように検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（松井孝恵）

瀬田君。

○教育委員会事務局長（瀬田和哉）

お答えします。

まず初めに、岩田ふれあい公園につきましては、ちょっとほかの公園と比較し面積が大きいこと、また近くにアパートであったりとか住居があることなど、岩田ふれあい公園ならではの特異性がございます。

参考に、田辺市の新庄公園であったりとか、先ほど言わわれました清浄館にある公園、これについて田辺市のはうへ確認しましたところ、鍵はかかるておらず24時間開放されている。これについては、やはり近くに住む住環境がない、苦情に至らないといったところが一番大きいのかなというふうに考えてございます。

岩田ふれあい公園では、過去の開放していたときの問題としましては、駐車場への無断駐車の問題であったりとか、夜間の利用者の騒音、またバーベキューの後始末問題などがあり、現在の申請による貸出しに至った経緯がございます。公園の近くにお住まいの方々に現在の状況のはうをお伺いしてきましたところ、申請による鍵の貸出し対応を行うことにより、貸出し対応前より問題は少なくなってきたと感じるというご意見がございました。一方、鍵がかかった状況でも、階段からおりて鍵を外さずに、階段から持ち運んでバーベキューを行う方もおるそうで、やっぱりその後始末の問題というのはいつまでも付きまとうというような意見もございました。

また、日頃より清掃活動をされている方のご意見をお伺いしますと、鍵がかかった状況でも、ごみのはうはやはり多いというようなご意見がございまして、清掃が大変であ

るため、開放には賛成できないというふうなご意見もございました。また、別の方の意見としましては、昼間開放については賛成であるが、清掃活動されている方のことを考えると、ルールやモラルを守って利用していただけるのであれば、なお喜ばしいことであるというふうな意見もございました。

岩田ふれあい公園の昼間開放につきましては、こういったこと、地近隣住民の方々のご意見を踏まえますと、近隣住民の方が納得する行き届いた公園管理の確保が必須と考えます。つきましては、現在の施錠管理を継続し、開放することは考えてございませんので、ご理解のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

大きな看板で、教育委員会の許可のない者はバーべキューを行ってはならない、子供の遊ぶ施設、高齢者の方のグランドゴルフの施設もあるので、たばこやごみの放置を禁止するなどを入り口に大きく掲示すべきではないでしょうか。遊具が少ないために、公園であるという認識も低くなっているのではないかでしょうか。遊具を設置して、多くの子供が利用すれば、看板に書かれた内容はより町民に理解され、きれいに使えるのではないかでしょうか。

駐車場の日中開放は、遊具が設置される際に地元に迷惑がかからない、少し遠い人も車で公園に来られる方法を、今後、研究、検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（松井孝恵）

瀬田君。

○教育委員会事務局長（瀬田和哉）

今、先ほど申し上げましたやはり住環境に対する対応が一番問題であると考えてございます。それが解決しない限りは、開放というのは難しいものと考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

地域と十分話し合って考えていただけたらというふうに思います。

次に、南紀の台によってっての店舗ができ、乳幼児が利用する遊具が設置され利用されていますが、ブランコや滑り台、シーソーなどは設置されていません。南紀の台には

町の公園がなく、遊具で遊ぶことが大切な時期である幼児や小学生が楽しめる遊具がありません。田辺市の新庄公園は遠く、小学校低学年では歩いていくことは困難です。子供たちは、公園で初めて出会った子供たちと友達になり、社会性を育み、保護者の地域コミュニティーを育てます。

南紀の台は、子供の数が最も増えている新興住宅地域です。さらに約70棟の新築計画があります。これからも子供が増えます。道路で遊んで事故につながらないよう、安全に楽しく遊べる公園の設置が必要ではないでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（松井孝恵）

瀬田君。

○教育委員会事務局長（瀬田和哉）

お答えします。

現在、当町では、条例で5つの公園が設置で定められてございます。このうち教育委員会管理の公園は2つございまして、岩田のふれあい公園と市ノ瀬のふれあい公園。

いろいろ文献を見ますと、一般的には、公園設置につきましては先ほど議員言われていました歩いていけるようなところにあるのが望ましいというところ邊でいくと、歩いて10分程度のところに公園があるのが理想と言われてございます。そうすると、公園の数は全然足らない。上富田町を見ますと。そういうことも考えられます。

現状では、今ある公園が適切な配置や数であるかどうかは、法による設置義務もございません。また、設置する際には、多額の費用もかかることもございますので、教育委員会としましては、今ある公園を最大限有効活用したいと考えてございます。

また、今年度建築しました南紀の台公民館、ここでは誰でも利用できるスペースとして交流室がございます。そこでは、幼児から小学生程度が利用できるボルダリングの設置、また簡易な図書の設置、公民館事業としては、子育て支援事業として親子で工作を通した子育て世代の交流やイベントなども行ってございます。こういった意味合いでいきますと、地域のコミュニティーの場は確保できているというふうに考えてございますので、ご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

住民の皆さんの中が多くなった際には、前向きに考えていただきたいと思います。そのことを述べて、次の質問に移ります。

令和5年度社会保障税番号制度システムの整備費補助金について、支出手続を怠るな

どの不適正な事務処理が判明し、国に補助金286万円返還することとなりました。国がおしてくれるものを町が出さなければならなくなつたということです。

上富田町は、同規模の自治体に比べて正職員が少なく、兼務や仕事の量が多くなっていると思います。正規職員が少ないと、正規職員が多い自治体よりもミスが多くなるのは統計学的にも明らかです。人間である以上、ミスをします。このミスを組織としてカバーして協力して、組織としてのミスにしない、組織的対応が求められます。

そのような対応策がないか調べてみました。上富田町事務組織規則、財務規則と2つの自治体の同様の規則を見てみました。2つの自治体は、上富田町よりも少し具体的に会計課と財政係の仕事が書かれていました。ある町は、第3条、会計事務の指導総括に関する事務は会計管理者が行う。ある町は、財政上の仕事に予算の編成及び執行に関することなどが明記されていました。2つの自治体を訪問してお話を聞かせていただきました。私の提案で納得されるものがあれば、取り入れていただければと思い、質問します。

2つの自治体は、財政担当者と会計担当者が協力して財務規則や事務手続について定期的に、班長、市でいう係長に定期的な研修を行って、支払い負担行為や支払い命令決議書などが抜からぬように、財政担当と会計課が協力して研修を行っています。2つの自治体は、新人研修も行っていますが、それ以外に、大きな自治体は、市でいう係長、班長に毎年欠かさず研修を実施しています。

上富田町と同規模の自治体は、数年に1回、定期的に班長に繰り返し行っています。参加している職員に話を聞くと、繰り返し研修を行うことで意識は高まると話されました。まず、それぞれの課が、支払い負担行為が抜からないようにすることが最も重要です。研修することで、それぞれの課が法律と条例の規則を守って業務を行い、課のチェック機能も高まるのではないかでしょうか。

上富田町は新入研修しか行っていないと聞きました。2年または3年に1回、定期的に会計課と財政管財班が他の町のように協力して主催し、他の町のように研修を行えるようにすべきではありませんか。

○議長（松井孝恵）

総務課長、十河貴子君。

○総務課長（十河貴子）

お答えいたします。

ただいま議員にご提案いただきました財務規則の研修でございますが、現在は新採用の職員に向けての初級の研修を行っております。ご提案いただいたような、班長級など各職階を対象とした定期的な研修につきましては、今後検討させていただきます。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

他の町で聞くと、班長、市でいえば係長級が、一番この事務をチェックするということが重要になってくると。課長自身が全てをチェックするのは難しい。その前に班長がきちんとチェックを行うということが求められると。ですので、この研修をきちんと行っているわけです。ですから上富田町は、その部分がやっぱりないために、日頃からそういう意識が薄らいでくる。

今回も支払い負担行為が契約時に出されていないということですので、やはりきちんと研修を行うということは、検討するというよりも、これは前向きな検討ですよね。答弁をお願いします。

○議長（松井孝恵）

十河君。

○総務課長（十河貴子）

前向きに検討してまいります。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

次に、ある町は、支払い負担行為を忘れていたことの報告がある際には、会計課または財政課は、1つ忘れているということはほかにも出し忘れがある可能性が高いので、本人に他の業務も再度見直すように指示する。加えて、財務規則の支払い負担行為の書かれている条例規則の文を再度読むよう指導しています。個々に起こった際にも指導して、組織的に防いでいます。

もう一つの町は、契約時に出すべき支払い負担行為が遅れた場合、本人になぜ遅れたのか、会計課が理由書を書くように定めています。その際に、規則を守るように、また、ほかにないか、会計課が指導しています。

今回の不適正な事務処理は、3月31日に支払い負担行為がなされています。普通、契約が3月31日に行われてその日に事業が執行されることは、システム改修や工事ではあり得ません。このときに、2つの町のように会計課か財政管財班がほかにも支払い負担行為が抜けていないか、国の補助事業であるので再度チェックするよう指導していれば、防げた可能性はあると思います。

どちらの行政も、法と条例を守り行うのが行政の仕事である、契約時、行うべき支払い負担行為が遅れた場合は厳しく指導していると話されていました。上富田町は、会計

課か財政管財班がこのような指導を行っていますか。

○議長（松井孝恵）

会計管理者、樺山裕子君。

○会計管理者（会計課長）（樺山裕子）

お答えします。

今現在、起票日と契約日に差異があるものにつきましては、口頭で注意を行っております。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

注意の内容は、どういう内容ですか。

○議長（松井孝恵）

樺山君。

○会計管理者（会計課長）（樺山裕子）

注意の内容は、どうしてこのようなことが起こったかということと、あと、今後はこのようなことがないようにという注意です。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

しっかり条例を再度読み直すという指導もやっぱりしていただきたいというふうに思います。

次に、4月から5月までの出納期間中の指導についてです。

4月から5月末までの出納期間中は、2つの町は、会計課から通知で支払いが済んだかチェックするよう文書通知しています。1つの自治体は、幹部会議でも会計課がそのことについて説明するとともに、会計課から全職員にメールで数回、1回ではありません、四、五回通知をして、支払いが抜かりないようにしていると言っていました。それでも、2つの自治体とも支払い負担行為がなされていないことが結構ある。この時期に請求書が来て支払っていないのに気づき、会計課や財政課に報告が来る。その際には、先ほど同様、ほかにないか調べさせ、規則を読み直すよう強く指導している。特に、国の補助金については返還もあることを伝え、指導している。1つの自治体は、4月に入って支払い負担行為がなされないと、支払い負担行為が出せるのは3

月末までなのでもう出せないので、会計課が財務会計特別処理という伺いを本人に作成させ、本人が会計管理者、総務課、財政係を回り印鑑をもらい提出するようにして、それぞれ規則を守るよう注意され、契約時出すよう指導されています。加えて、ほかにないか厳しく指導するようにしているとのことでした。

会計課は、メール等で、また文書で、全職員に対して数回通知していますか。4月から5月までの出納期間中に忘れた場合、2つの町のような指導を、会計課と財政管財班は担当課だけでなくダブル指導していますか。2点伺います。

○議長（松井孝恵）

樺山君。

○会計管理者（会計課長）（樺山裕子）

お答えします。

出納閉鎖前に数回、会計課だけではなく、課長会議の場で副町長、総務課長等からも注意をしていただいております。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

全職員に対して文書通知はしておりますか。

○議長（松井孝恵）

樺山君。

○会計管理者（会計課長）（樺山裕子）

出納閉鎖が近づいている旨をお知らせしております。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

その際、発覚した際にはもう支払い負担行為はできませんので、そのときの処理はどのようにされておりますか。

○議長（松井孝恵）

樺山君。

○会計管理者（会計課長）（樺山裕子）

今のところは会計年度の原則、独立の原則というものがありますので、3月31日までの日付で負担行為のほうを切っていただいてもらっています。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

そしたら、ある町のように、本人が3課を回って決裁を受けるというような対応はしておられないということですか。

○議長（松井孝恵）

樺山君。

○会計管理者（会計課長）（樺山裕子）

そのような対応はしておりません。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

私は、ほかの町を見習って、やっぱりそういう規則に定められたことが行われていなければ、特に出納期間中にそういうことが抜かった場合には大変なことに今回のようになるわけです。ですから、やっぱりきちんとそういう事態が起こった場合は、他の町のように、そういう書類を作つて、本人が3課を回つて指導を受けるというようなことも今後検討すべきではありませんか。

○議長（松井孝恵）

樺山君。

○会計管理者（会計課長）（樺山裕子）

すみません。今後は、今ご提案いただいたように財務規則を確認することを徹底したり、あと遅延理由書等、いろいろと研究をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

2つの町は、会計課長、財政係が代わっても、同じ指導ができるようにマニュアルを作っています。こういう場合はこうすると。ですから、上富田町も今後、これから新しいことを入れる場合には、きちんとマニュアルを作つて、係の人が代わったとしても同じ指導が、きちんと条例、法律に基づいて行われるという体制を私はつくるべきだというふうに思います。2つの町は、マニュアルを作つて、いつも誰が代わったとしても同じ対応を取つていると。それによって重層的な予防対策をしていると。個人のミスを組織のミスにしないということを言わせていました。また、行政も人間ですから、必ず個

人はミスしますと言っておられました。根本的な問題は、みんなでそれをどう防ぐかということだと、お互いに。ですから、やっぱりマニュアルも作って組織的にやっていくということを、今後、研究していただきたいと思います。

済んだことはもう仕方がありません。上富田町は、先ほども言いましたように、同規模の自治体の中でも正規職員が少ない自治体です。個人のミスは増えることが予想されます。ですので、そういうマニュアルも作ってチェック、お互いに担当課だけでなくて会計からもチェックを入れていくということが大切だと思いますが、マニュアルを作る必要もあると思うんですが、どうでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（松井孝恵）

十河君。

○総務課長（十河貴子）

お答えいたします。

マニュアルの作成も含め、今後、改善策を取ってまいります。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

それでは、職員の皆さん非常に真面目に働いておると思います。ですので、研修をやっぱり深めていただく、定期的な研修を深めていただく。また、事例が起こった際にはきちんと指導する、そういうシステムをきちんと作っていただいて、信頼される町になっていたいことを期待して、この質問を終わります。

○議長（松井孝恵）

吉本議員、ちょっと休憩させて。

11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時58分

○議長（松井孝恵）

再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

9番、吉本和広君。

○9番（吉本和広）

6月の質問で、スポーツセンター駐車場等の人工芝撤去を求めました。9月補正で撤去すると回答されました。今回の9月補正に水質調査費は計上されましたが、撤去費用は計上されていません。その理由と今後の対応についてお答えください。

○議長（松井孝恵）

振興課長、芝健治君。

○振興課長（芝 健治）

お答えいたします。

先日の総務文教常任委員会での説明と同様の内容を申し上げますが、人工芝撤去工事に向けて、6月末から設計及び積算に向けて準備を進めてまいりましたが、人工芝を再利用した面積のうち約17%が駐車場ではない、つまり自動車の乗り上げがない場所もございます。そこで、駐車場以外の範囲まで撤去する必要がないのか、あるいは、いずれ将来的に撤去する時期が来るのだから今同時進行で撤去したほうがいいのではないか、そのような議論となりました。

また、駐車場に人工芝を採用した場所には、撤去後、この際アスファルト舗装によりグレードアップするほうがいいのではないか、あるいはアスファルト舗装するにしても、全てとなれば莫大な費用がかかりますので、駐車場としてアスファルト舗装されていない球技場付近のみとするか、一方では、町民の皆さんが多くご利用頂いておりますスポーツサロンのお客様専用のサブ駐車場のみとするのか、あるいは逆にアスファルト舗装を一切しないといった、幾つかの選択肢について多角的に検討を重ねてまいりました。

いずれにいたしましても、12月議会の補正予算計上に向けて努力してまいります。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

アスファルト舗装というのは、今検討するのは別に後からでもいいんじゃないでしょうか。まず、やはり今あるものをどう処理するかということを優先的にすべきだと思います。

それと、17%の駐車場でないものをどうするかということについては、確かに検討は要ると思うんですけども、後のことについて議論するよりも、その2つのことをどうするのかということを議論して、駐車場だけ処分するなら処分するということをやって、早くやっぱりすべきではないんでしょうか。12月までには、やはり駐車場のアスファルト化は別に後から議論したらいいことであって、やっぱり撤去を優先したことに

ついて、きちんと 12 月までにしていくべきではないかと思いますが、どう思われますか。

○議長（松井孝恵）

芝君。

○振興課長（芝 健治）

お答えいたします。

限られた予算ということもございますので、アスファルト舗装というのは、あくまで二次的といいますかそういった対応でございますので、まずは人工芝の撤去、それを最優先に考えます。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

12月補正までには事業を決めて行うという、今決意が語られましたが、それまで大量に出るチップやちぎれた人工芝が流れ出さないように、処理、管理はきちんと 12 月までしていただけるということですか。

○議長（松井孝恵）

芝君。

○振興課長（芝 健治）

お答えいたします。

流出する人工芝やゴムチップを捕捉するためのフィルターを水路に設置する方向で、メーカーと話し合いを進めております。また、ゴムチップ等の回収については、議員からのご指摘以降、職員の尽力によっても実施していますが、人工芝撤去までの間も適宜実施してまいります。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

よろしくお願ひしときます。

それと、駐車場以外についても、公園用の人工芝とは違い、サッカー場の人工芝はチップが含まれていることと、芝が飛んだ際に周辺へ飛んでいく可能性もあるし、将来それだけ処分するのも余計に高くなるので、もう全て処分したほうがいいんじゃないかなと私は考えますが、その辺いかがですか。

○議長（松井孝恵）

芝君。

○振興課長（芝 健治）

お答えします。

先ほどの答弁と重複いたしますが、人工芝を再利用した面積のうち、自動車の乗り上げをしない場所まで撤去する必要がないのではないか。一方、いずれ将来的に撤去する時期が来るんだから、今、同時進行で撤去したほうがいいのではないか。様々な議論がありますが、今後、熟考を重ねることといたします。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

チップや人工芝が池に流れ出さない施設はどのようになるのでしょうか。一番下の天然芝のグラウンドにも人工芝が一部敷かれています。その芝を撤去しないなら、そのチップや人工芝を留めるには、その水路の下流部にその施設を設置しないといけないと思うのですが、どのような場所に設置するのですか。

○議長（松井孝恵）

芝君。

○振興課長（芝 健治）

お答えいたします。

人工芝やチップが流れ出さない設備、どのようにするのか、そういった趣旨のご質問だと思いますが、基本的に野球場付近に2か所、あと多目的グラウンドのちょっと落ちたところの平たん部のところで両端に1か所ずつ計2か所、あと球技場付近の末端の箇所、最後の末端の箇所に1か所、現時点では計5か所を予定しておりますが、末端の箇所に1か所つけることによって、パイ尔あるいはゴムチップ等を捕捉する、そういった対応を考えております。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

設置するならそういうことが必要になってくるかと、私もそのように思います。

もう一点、飛曾川池のP F A Sの水質検査については、農家の意見も聞いて行うとしました。池で行うということを言われたんですけども、どのような場所でP F A Sの

水質検査等、農家から要望のあったことについて検査を行うのか、お答えください。

○議長（松井孝恵）

芝君。

○振興課長（芝 健治）

お答えいたします。

今回の水質検査を実施する場所は、古い人工芝を張っている場所に近い球技場と野球場付近の水路で行う予定としております。分析項目については、特定P F A Sはもとより、関係農家の方々からの要望を受け、農薬成分分析としまして、Aタップを主成分とするグリホサートをはじめ、ペンシクロン、クロシアニジン、トリフルキシスルフロンナトリウム塩を予定しています。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

駐車場へ人工芝を張ったのは、昨年の10月頃だと振興課からお聞きしました。私が3月議会で質問するまで約半年間、黒いチップが流れても何も対処していませんでした。チップには、亜鉛、鉄、アルミニウム、そして鉛が含まれています。鉛は、体特に有害な物質です。アメリカでは、ゴールキーパーの多くが体調を崩して、口から入るチップが原因ではないかとなったこともあります。本来、埋立てごみとして処理されるものです。

駐車場へ人工芝を張った後から、調整池や飛曾川池が黒く濁るようになり、今も黒く濁っています。私も見に行ってきました。調整池の上の土地に天然芝を放置し、発酵して真っ黒になり、牛ふんのように腐った異臭を放っていたものが流れ出したのが原因かもしれません。しかし、黒いチップが流れ出したことが原因である可能性は否定できません。飛曾川池での検査も併せて行う必要があると思いますが、どうお考えですか。

○議長（松井孝恵）

芝君。

○振興課長（芝 健治）

大きく2点のご質問をいただいたと思いますが、まず、ゴムチップで飛曾川池が黒くなっているのではないかという質問にお答えいたします。

この件については、メーカーによりますと、ゴムチップの成分が水中に溶出することはないということでございます。あとゴムチップに関する非常に健康被害がないか心配だ、そういうことについて、約10年前のことですが、米国の政府機関がゴムチップ

入りの人工芝の人体に対する影響、発がん性についての調査を開始すると発表しました。これは米国内で人工芝の合成繊維、充填物に使用されるゴムチップ、これはタイヤのリサイクル品なども含まれますが、それとがんとの因果関係の可能性についての声が上がったことを受けたものでございます。

このことを受けて我が国の業界では、ゴムチップ入り人工芝は、ポリエチレン製の人工芝、そしてゴムチップ、砂を充填する構成となっていますが、これらいずれの素材も鉛、亜鉛など発がん性のある有害物質の溶出及び人体への影響については、第三者機関、ここは一般財団法人日本食品分析センターですが、この第三者機関による試験、雌ラットを用いる経口試験で安全性を確認しております。したがいまして、本町の人工芝のゴムチップには健康への影響はないと認識をしております。

それから、飛曾川池の話でございますが、飛曾川池には下流部にあります新川のほうで3か所において、BOD、COD、SS、DO、大腸菌群数といった分析項目の検査を年4回実施しており、直近1年間はいずれも基準値以内であるという結果が出ていますので、飛曾川池より下流部の農地にある農業生産物に支障を来すことはないと思われます。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

町の今のチップには、亜鉛や鉛が含まれていないということですか。

○議長（松井孝恵）

芝君。

○振興課長（芝 健治）

そうでございます。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

鉄やアルミニウムは含まれていませんか。

○議長（松井孝恵）

芝君。

○振興課長（芝 健治）

鉄、アルミニウム、そこまでの成分については、私ども把握しておりません。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

全てのものは、形のあるものは形がなくなっています、どんなものでも。このボールペンでも、いつまでもボールペンでいるはずがありません。だからチップだって、いつかは崩れていって、そこにある成分が抜け出てくるというのは、永遠にあのままのチップであるはずがないわけです。ですから、そういうものが飛曾川池に流れ込んでたまっていたとしたら、やはりそういうことが起こる可能性というはあると思うんですね。

ですから、そこでお米を作つておられる農家の方々が心配されておるのであるならば、やっぱりこの際きちんと、この間、予算50万円取つておりましたけれども、実際は30万円で2か所の検査が行われると聞いたので、やっぱりあと20万円、予算を組んであるですから、もう1か所取つて、農家の方々に大丈夫ですよということをやっぱり明らかにしたほうが皆さん安心しておられるんじゃないかなと私は思うのですが、そういう思われないでしょうか。

○議長（松井孝恵）

芝君。

○振興課長（芝 健治）

ゴムチップでございますが、このゴムチップについて、メーカーの見解ですけれども、水比重は1.3と聞いておりますので、物理上は沈むと。ただ、素材として水の中では浮く、そういうふうな状況にもあるということでございますので、したがつてこのゴムチップは、池の中あるいは川の中に沈んでいるのか、はたまた太平洋のはるかかなたまで行っているのか、もう我々としては計り知れないというのが、これはもう我々としての本音でございます。

いずれにいたしましても、住民の皆さんの安心・安全を守る、これはもう当然この考えに搖らぎはございません。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

私は、サッカー場の雨の降ったときにチップ、水路で見ましたけれども沈んでいます。1.3ということは水よりも重たいということなので沈むわけです。だから、チップが流れ出したら調整池があるわけで、飛曾川池もあるわけですから、そこに沈むという可

能性は、1. 3なんですから当然沈みますよ。だから、沈んで蓄積することによっていろいろな影響が出てくるわけですから、やはり町としては、そこへ流れる状況をつくったわけですから、きちんとその責任を果たして検査をして、大丈夫ですよということをやっぱり明らかにするというのが、やっぱり流した人の責任ではないのでしょうか。私は流した方に責任あると思いますよ。

○議長（松井孝恵）

芝君。

○振興課長（芝 健治）

当然、我々としては、このゴムチップの回収であったりフィルターで捕捉するといった責任を果たしてまいります。ちょっと行き違いがあるかもしれません、我々もこのスポーツセンターの多目的広場の横のところをめくったらありました。ゴムチップはありました。しかし、そのときは渇水といいますか、水がないときなので当然そこにはとどまっていたところでございます。ただ、水によっては浮くということも、素材としてはそういうふうな特性もあると。それから一つ言えるのは、今再利用として敷いている人工芝のところに黒いのがずっとたまっているのは、あれは雨が降ったからああいうふうに流れ出したのだなというふうに思っておりますので、ですから浮くかも分らないし、議員おっしゃるように沈むかも分らないし、我々としては計り知れないというところはあります。

いずれにいたしましても、やはり住民の皆さんあってのスポーツセンターですから、皆さんの安心・安全のためには努めてまいります。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

水に対して1. 3とか1. 4という数字は、私も釣りをするので、水に沈むのか浮くのかというのはよく分かるんですよ、だから1. 2とか1. 3という糸を使うのでね。ですから、やっぱり1より大きい数字のものは水に沈んでいくんですよ。なじみがよくて沈んでいくんですね。ですから、そういう数字が出ている以上、沈んでいる可能性は大いに高いわけですよ。

ですから、やっぱりそこでこういうことをやってしまったのは町の責任なんだと思うんですね。だから、町は自分が起こしたことについては、町民に対してきちんと大丈夫か大丈夫でないかということを、町民の要望に応えてするのが責任ですよ。私はそのことをさらに言って、この質問を終わります。

以上です。

○議長（松井孝恵）

これで、9番、吉本和広君の質問を終了いたします。

午後1時半まで休憩いたします。

休憩 午前11時15分

再開 午後 1時27分

○議長（松井孝恵）

再開いたします。

12番、大石哲雄君より早退届が出ておりますので、受理いたしました。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

8番、中井照恵君。

中井君の質問は一問一答方式です。

まず、投票しやすい環境づくりについての質問を許可いたします。

○8番（中井照恵）

皆さん、こんにちは。

それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

初めに、投票しやすい環境づくりについての質問をさせていただきます。

昨年秋の衆議院議員選挙に続き、今年は7月20日には参議院議員選挙がございました。総務省が公表している国政選挙の得票率データを見てみると、衆議院議員総選挙では、平成21年、2009年の69.28%から、昨年行われました令和6年、2024年秋の衆議院議員選挙では53.85%と、投票率は、この15年間で大きく下がっています。参議院議員選挙については、今年7月のデータはまだ公表されていませんが、直近に行われた令和4年、2022年の選挙では投票率が52.05%であったと報告されています。

そこで、お聞きします。上富田町における投票率の傾向は、年齢別にどのようにになっているのでしょうか、お答えください。

○議長（松井孝恵）

総務課長、十河貴子君。

○総務課長（十河貴子）

お答えいたします。

昨年秋に執行されました衆議院議員選挙における投票率でございますが、まず、小選挙区における上富田町の投票率は 59.86% でございます。12ある投票区のうち、平均的投票率を示す投票区の数値としまして、年代別で10歳代で 15.63%、20歳代で 40.30%、30歳代で 42.77%、40歳代で 58.26%、50歳代で 60.00%、60歳代で 71.81%、70歳代で 76.28%、80歳代以上で 54.40% となっており、70歳代までは年齢が高くなるにつれ、投票率が高い傾向となっています。

また、年齢の幅を広げてみると、18歳から39歳の若い世代の投票率は 40.19%、65歳以上の高齢者の投票率は 68.81% となっており、高齢者の投票率が高くなっています。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

中井君。

○8番（中井照恵）

各年齢別の投票率についてお答えいただきました。

10代から70代までは右肩上がりで投票率が上がっていって、80歳代以上でも 54.40% の投票率があるということでした。お答えいただいた中で、極端に低いと感じましたのが、10歳代の方々の 15.63% という投票率になります。

そこで、18歳選挙権導入から現在の状況についてお聞きします。平成27年、2015年6月に18歳選挙権が成立しましてから、今年で10年が経過しています。総務省の調査によりますと、導入後初の選挙となった平成28年、2016年の参議院議員選挙では、18歳、19歳の投票率、これは選挙区のほうですが、速報値が 45.45%。年齢別では、18歳が 51.17%、19歳が 39.66% であったと報告されています。

そこで、お聞きします。町として、18歳選挙権導入から10年が経過した現在、現状はどのようになっていますでしょうか、お答えください。

○議長（松井孝恵）

十河君。

○総務課長（十河貴子）

お答えいたします。

平成28年度執行の参議院議員選挙における上富田町の18歳の投票率は 36.84%、19歳は 31.61% となっており、総務省が公表している全国の18歳、19歳の投票率をいずれも下回っています。

現状といたしましても、昨年執行されました衆議院議員選挙における管内平均的得票率を示す投票区の数値では、上富田町の18歳の投票率は11.76%、19歳は20.00%となっており、18歳、19歳、いずれも全国における同年齢の投票率を下回っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

中井君。

○8番（中井照恵）

今、お答えいただきましたが、昨年秋の衆議院議員選挙の上富田町内の18歳の投票率が11.76%というその低さに驚いてしまいます。10年前の18歳選挙権導入後初めての国政選挙の際は、上富田町でも18歳で36.84%の投票率があったということですから、昨年は投票率が半分以下に下がっていたということになると思います。

上富田町は、18歳、19歳頃には、進学や就職などで地元を離れる若者が多い地域でもあります。住民票を移していない場合、選挙のためだけに帰省するのは時間的、経済的負担が大きく、積極的な投票行動が起こしにくくなるのではないかと考えます。

私自身、町会議員の職につきまして7年が経過しましたが、もっと若い人たちにも政治への関心を持ってもらえるように、さらに努力をしていかなければならないなと感じております。

次に、無効票についてお聞きします。

投票の権利があっても、その権利を放棄する人がいる一方で、投票所まで足を運び投票する意思があるにもかかわらず、記入した投票用紙が無効票になっている場合があります。

昨年の衆議院議員選挙の選挙区において、上富田町では無効票がどれぐらいあったのか、また、その内訳について教えていただけますでしょうか。

○議長（松井孝恵）

十河君。

○総務課長（十河貴子）

お答えいたします。

昨年秋に執行されました衆議院議員選挙における、上富田町の投票者数は7,809人でございました。無効票につきましては254票、無効投票率は3.25%となっております。その内訳といたしまして、一番多いものとして白地投票が111票、次に多いものとして単に雑事を記載したものが68票、その次に単に記号・符号を記載したものが48票、その他の事由が合わせて27票となっております。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

中井君。

○8番（中井照恵）

無効票の中には、書き損じによるものが多数あるのではないかと思っています。上富田町においても、そのような無効票を減らすという観点から、誰もが投票しやすくなるような環境整備が必要だと考えます。

そこで、高齢者や障害のある方が投票所で係員に代筆などの支援を頼みやすくなるよう、投票支援カードの導入を提案したいと思いますが、町としてのお考えをお聞かせください。

○議長（松井孝恵）

十河君。

○総務課長（十河貴子）

お答えいたします。

現状におきましても、事務従事者が代筆などのお手伝いをさせていただいておりますが、当町といたしましても、より気軽にお声がけいただけるような環境や雰囲気づくりに努めていきたいと考えております。

その一環といたしまして、議員ご提案の投票支援カードにつきましては、投票所の受付に設置し、投票にお手伝いが必要な方がそのカードを手に取られましたらこちらからお声がけするなど、積極的な対応に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

中井君。

○8番（中井照恵）

これからますます高齢化が進んでいく中で、投票支援が必要な方も多くなるのではと考えますので、投票支援カードの設置、ぜひとも整えていただきまして、また、その周知も大切になるので、よろしくお願いいいたします。

最後に、けがなどにより投票所に行くことが困難な方、また、外出が難しい方への支援体制についてお聞きします。

施設に入所されている方や病院に入院中の方は、決められた場所に限定されてはいますが、施設の管理者が選んだ人の立会いの下、投票できるようになっていることはご存じの方も多いと思います。

今年7月の参議院議員選挙の際に、足をけがされて歩行が困難な方から、郵便投票な

どはできないのかとのご相談を受けました。このような方々への対応策として、町ではどのような支援体制を整えておられるのでしょうか、お答えください。

○議長（松井孝恵）

十河君。

○総務課長（十河貴子）

お答えいたします。

高齢や障害により、投票したくても家からの外出が難しい方の投票制度としましては、郵便による不在者投票ができる郵便投票制度がありますが、介護保険の被保険者証の要介護状態区分が要介護5の方や、身体障害者手帳に両下肢、体幹、移動機能の障害の程度が1級または2級である方など要件があり、事前に選挙管理委員会への申請が必要となります。

要件を満たさない方や骨折などの一時的だけがのため家からの外出が難しく投票所にお越しいただけない場合は、ご家族やご近所の方などに連れて来ていただくなどのご対応をお願いしております。投票所までお越しいただければ、可能な範囲で事務従事者がお手伝いをさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（松井孝恵）

中井君。

○8番（中井照恵）

今のお答えいただきまして、要介護5の方とか、本当に身体障害者手帳の両下肢、体幹、移動機能の障害の程度が1級、2級というと、よっぽどの動きが取れない方でないとなかなか郵便による不在投票がちょっと実現できない状況なのかなというふうに思つたんですが、これからもいろんな課題はあると思いますけれども、住民の皆様が少しでも投票に行きやすい、そういう環境づくりというのをみんなでまた考えていかなければいけないなとも思いますし、また、町のほうとしましては、今回は支援者カードを作つていただくということをご答弁いただきましたので、また、そちらのほうでどんどん進めていただいて、高齢になってちょっと分からない点があつても自分が投票しやすいように投票所の方に支援していただいて、なるべく無効票がなくなるような、そんな投票が実現すればいいなと思います。

それでは、これでこの質問は終了させていただきます。

次にいきます。

○議長（松井孝恵）

どうぞ、続けてください。

○8番（中井照恵）

続きまして、R S ウィルス感染症予防についての質問をさせていただきます。

厚生労働省によりますと、飛沫や接触で広がるR S ウィルス感染症は、呼吸器の感染症で、生後1歳までに半数以上が、2歳頃までにはほぼ100%の子供が一度は感染するとされています。症状としては、発熱や鼻汁・せきなどの軽い風邪症状から重い肺炎まで様々です。

このウィルスは、初回感染時がより重症化しやすいと言われており、特に生後6か月以内に初感染した場合などは、細気管支炎、肺炎などといった重症化する場合があります。初感染乳幼児の約7割は軽い症状で済みますが、残り約3割ではせきが悪化し、喘鳴・呼吸困難などが出現します。特に重篤な合併症として注意すべきものには、無呼吸発作や急性脳症などがあります。生後1か月未満の赤ちゃんが、R S ウィルスに感染した場合、診断が困難な場合があり、また、突然死につながる無呼吸発作を起こすことがあるそうです。

このウィルスにより、日本では2歳未満児では年間3万人が入院されると推定されています。私も現役で保育士として働いていたときには、乳幼児のクラスでこのR S ウィルス感染症があつという間に流行し、入院をされる子供さんも何人か見てきました。

このR S ウィルスには、インフルエンザのように特効薬といったものがないということから、体力のない乳幼児や大人であっても、免疫力の下がった高齢者、また、基礎疾患のある方にとっては、十分に警戒すべき感染症であることが分かります。

小児科医療機関からの報告をまとめた国立健康危機管理研究機構の集計によりますと、R S ウィルスは、コロナ禍前は秋冬に流行のピークを迎えていましたが、近年は夏がピークですが、毎年のように小さい子供を中心に流行しています。

そこで、お聞きします。町では、R S ウィルス感染症の周知や感染予防などの情報発信について、どのような取組をされていますでしょうか、お答えください。

○議長（松井孝恵）

福祉課長、木村陽子君。

○福祉課長（木村陽子）

お答えします。

R S ウィルスは、議員の説明にもありましたように、子供においては、特に生後6か月未満で感染すると重症化し、高齢者では、加齢に伴う免疫機能低下等のため基礎疾患をお持ちの方は重症化するリスクが高くなると言われております。このウィルスの感染経路は、せきなどによる飛沫感染と触れることによる接触感染があります。

国により、平成15年から感染状況の把握のために、小児医療機関からの報告が始まっています。小児に罹患するウィルスという認識は広がってきているものと思われますが、高齢

者への感染については、現在も周知が必要な状況と思われます。感染の時期も、夏場に流行していることから、特にこの時期に手洗いや消毒などの予防が大切と思われます。

ご質問の周知と注意喚起についての取組ですが、インフルエンザなどの感染症予防対策については、町広報紙でお知らせしておりますが、RSウイルスについては、十分な周知ができていない現状です。RSウイルスについても、今後も流行時期に配慮し、引き続き町広報紙などを活用し周知していきたいと考えております。

以上となります。

○議長（松井孝恵）

中井君。

○8番（中井照恵）

ご答弁にもありましたように、小さい子供さんを持たれているご家庭では、RSウイルスという言葉というか感染症が、もう本当に保育所に入ったらすぐにもらってくる風邪の一つというふうに、それぐらい皆さん、お母さん、お父さんがちょっと耳慣れてきている感染症になると思います。でも反面、本当に高齢者の方にはこれから周知が必要ということも今おっしゃっていただいたので、これから町の広報紙とかでもしっかりと発信をしていただければと思います。

RSウイルス感染症を予防するワクチンが、近年開発と承認が進んでいます。昨年から2種類のワクチンが国内で販売をされています。2種類のうちの1種類のワクチンは、妊娠24週から36週の妊婦へと接種することで、母体にできた抗体が赤ちゃんに移行し、出産後の新生児や乳児に対する予防効果が期待できるワクチンで、乳幼児の重症化を防ぐことができます。もう1種類のワクチンは、60歳以上の高齢者が接種対象となっています。高齢者へのワクチンが開発をされた背景の一つに、このRSウイルスが免疫力の下がった高齢者の肺炎の一因として知られるようになってきたことが挙げられます。長崎大学の調査によりますと、肺炎になった高齢者の約1割がRSウイルスに感染したことがきっかけであるとされ、これはインフルエンザ並みの割合だと言います。

高齢者の肺炎予防のためには、既に肺炎球菌ワクチンが定期接種化されています。肺炎球菌に対する予防は進んできていますが、それ以外の原因でも肺炎になってしまいしますので、インフルエンザ予防と同じようにRSウイルスの感染予防対策にも力を注いでいくことが、高齢化社会の中、高齢者の健康寿命を維持していくためには大切なことだと考えます。

予防に有効な2種類のワクチンですが、まだ、任意接種の扱いで全額自己負担が原則です。医療機関によって金額は異なっていますが、2万5,000円から3万円台の費用がかかります。費用負担の重さから任意接種をためらう人は多いのではと考え

られます。そこで、接種希望者の負担を軽減するために、町独自で費用の助成を行ってはどうかと考えますが、町の見解はいかがでしょうか、お答えください。

○議長（松井孝恵）

木村君。

○福祉課長（木村陽子）

お答えします。

妊婦へのワクチン接種は、2024年1月に薬事承認され、60歳以上の方にも同年3月に承認されました。この承認されたワクチンの中には、妊婦に接種することにより、新生児及び乳児のRSウイルスによる下気道疾患の予防に寄与する母子免疫ワクチンとなるものもあります。これらのワクチンは、現在、予防接種法に基づく定期接種化はされておらず、希望者には任意接種として行うこととなっております。

ワクチンを接種することで罹患することを予防できるものと思われ、費用の一部を公費助成することで経済的負担を減らし、接種の希望がしやすくなると思われますが、全国では、公費助成を導入している市町村は少なく、現在、和歌山県内でも実施しているところはありません。このワクチンについては、厚生労働省もワクチン評価に関する小委員会を開催されており、今後は、さらに安全性・予防効果に関する情報を収集して評価していくこととなると思います。

町独自で費用の助成を行ってはどうかとの質問ですが、現段階における公費助成の実施は予定しておりませんが、今後は、国の動向と同時に近隣市町の状況も注視していくと考えております。

以上となります。

○議長（松井孝恵）

中井君。

○8番（中井照恵）

近隣市町の動向も見てということですので、また見ていただいて、前向きに考えていただければと思いますが。

私のほうでも、愛知県大府市での事例を紹介させていただきます。愛知県大府市では、今年8月より独自の補助制度を設けています。妊娠24週から36週の妊婦と慢性疾患などがある60歳以上が対象となっています。助成金額は1万円ということです。

初めのほうでも述べさせていただきましたように、2歳頃までにはほぼ100%の子供たちが感染するRSウイルス感染症は、赤ちゃんだけでなく、高齢者にとってもリスクの大きい感染症であると考えます。重症化を防ぐ観点、また、予防医療の観点からもワクチン接種が有効であるということを広く周知してもらうことが大切だと考え、今回

質問の一つとして訴えさせていただきました。将来的には、R S ウイルスのワクチン接種への周知と理解が広がり、上富田町での補助制度が創設されることを期待しまして、この質問を終了します。

それでは、最後の質問にいきます。

帯状疱疹ワクチン助成の対象者拡大についての質問になります。

2025年より、65歳を迎える方などへの帯状疱疹ワクチンの予防接種が定期接種の対象となりました。同じく60歳から64歳では一定の条件に該当される方や、2025年度から2029年度までの5年間の経過措置として、その年度内に70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳が対象となり、100歳以上の方は、2025年度に限り、全員が接種対象者となっています。

帯状疱疹ワクチンに対する公費の助成ですが、現在は、住民1人につき1回限りとなっています。一生に一度だけ、このワクチンの助成を受けられるということです。そのところから考えますと、持病をお持ちの方を対象として、以前2年間実施していたように、助成する対象年齢を50歳、55歳、60歳と引き下げて同様の助成を行ったとしても、町の財政負担はそれほど変わらないのではないかと考えます。

そこで、お聞きします。帯状疱疹ワクチンの助成の対象年齢を、もう少し引き下げることは可能でしょうか、町としてのお考えはいかがでしょうか、お答えください。

○議長（松井孝恵）

木村君。

○福祉課長（木村陽子）

お答えします。

帯状疱疹は、加齢がリスクとされ50歳代以降で罹患率が高くなり、70歳代がピークとなる報告があります。

帯状疱疹ワクチンは、令和7年4月から予防接種法のB類疾病として定期接種化されており、対象は、65歳以上の方と60歳から64歳までの国が示されている状態の方となります。定期化されたワクチンには生ワクチンと組換えワクチンの2種類があり、本人の希望で選択することができ、ワクチンの種類にもありますが、予防効果は接種後10年経過時には7割程度になるとの報告もあります。

帯状疱疹罹患における合併症としては、帯状疱疹後神経痛を発症する場合があり、痛みは数か月から数年続くことがあります。

帯状疱疹ワクチンについては、本町におきましても、令和5年度と6年度の2年間に、50歳から70歳までの5歳刻みの年齢の方を対象に、任意接種として費用の一部負担を行ってきました。接種者数は2年間で53名であり、50歳から65歳までの方は2

4名でありました。令和7年度より定期化されたことにより、65歳以上を対象として実施し、50歳から64歳までの任意接種費用の負担は行わないようになりました。

議員の言われるよう、このワクチン接種における公費による費用負担は、1人につき1回のものを基本として助成しております。接種対象年齢については、令和6年6月18日におけるワクチン小委員会の意見によると、帯状疱疹への罹患は70歳頃に増加することやワクチンの有効性の持続期間等を考慮し、対象年齢については70歳頃に十分なワクチン効果が発揮できるようタイミングを設定すると言われております。

先ほど説明しましたように、ワクチン接種後の予防効果は約10年間で低下してくると言われております。64歳まで持病をお持ちの方などは重症化するリスクが高いために、早期接種することが有効とも考えられます。しかし、50歳で接種された場合は60歳頃には予防効果が低下することもあるために、任意接種による公費助成については、接種10年後の罹患リスクが高まることも勘案し、現段階では実施の予定はございませんが、今後は国の動向も注視していきたいと思います。

以上となります。

○議長（松井孝恵）

中井君。

○8番（中井照恵）

県内で西牟婁郡では、すさみ町が50歳から64歳までの公費助成を継続されているようです。そのほか、かつらぎ町や日高町、印南町、ほかにも暫定的にやっているところもありますが、現状では10町が50歳から64歳の公費助成を継続または新規導入されています。県内30市町村中10町なので、3分の1の自治体になります。県内では20町あるんですけども、半分の10町の町が50歳から64歳まで助成をしているということになります。2分の1ですね。

私は、上富田町においても、免疫力が落ちるような持病をお持ちの方に対しては、基本の対象年齢を引き下げ、助成の対象としていくべきだと思います。先ほどのご答弁にもありましたが、2年間単独で助成が行われた際の50歳から65歳までの接種者数が24名であったということでしたし、65歳以下の現役世代での接種希望者も少なくないと言えるのではないでしょうか。RSウイルス感染症のところでも述べましたが、予防医療という考え方でいきますと、ワクチン助成というのは大きな効果もあるものですので、今後、対象年齢引下げへの取組についても前向きに考えていただければと思います。

それでは、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松井孝恵）

これで、8番、中井照恵君の質問を終了いたします。

10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時06分

○議長（松井孝恵）

再開します。

引き続き、一般質問を行います。

7番、家根谷美智子君。

家根谷君の質問は一問一等方式です。

まず、住民に信頼される行政組織の構築についての質問を許可いたします。

○7番（家根谷美智子）

それでは、議長よりお許しをいただきましたので、本日最後の質問になりますが、よろしくお願ひいたします。

今回、住民に信頼される行政組織の構築について質問をしたいと思います。

組織全体の責任と改善について。

先日、8月末の常任委員会にて国庫補助金に係る事務について、不適正な処理が判明したとの報告を受けました。また、今年の6月議会でも、町有地の土地売却に係る不適正な事務処理の事案があり、調査委員会も設置されました。これについて、午前中にも2名の議員より一般質問されていますので、重複する部分もあるかと思いますがご了承願います。

さて、こういった案件が短期間に表面化してくることは看過できない問題であると考えます。支払い忘れや申請の不備などは、単なる担当者個人の過失ではなく、組織全体の課題を映し出すものと考えますが、町はこれらをどのように総括し、また、町民に対して組織としての責任をどう考えているか、お尋ねします。

○議長（松井孝恵）

町長、奥田誠君。

○町長（奥田 誠）

お答えします。

これらの不適正な事案は、担当者個人の問題だけではなく、組織全体のチェック体制が不十分であった結果であると認識をしております。町民の皆様の信頼を損なう事態を

招きましたことに、心よりおわびを申し上げます。

短期間に複数の事案が発生した原因は、2点あると総括しております。1点目は、組織的なチェック機能の不備。2点目は、職員の法令、規定に対する理解の不足であります。これらの課題を踏まえ、二度とこのような事態を起さないよう、再発防止に向けた対策を講じてまいります。

具体的には、1点目、事案及び原因の共有です。職員間でこれらの事案を共有し、どこにミスがあったか、どうすれば防げたか、これからどうするか考えてまいります。

2点目、チェック体制の確立です。今回、チェック機能が働かなかった原因を究明し、どこに問題があったかを整理し、改善を図ります。

3点目、研修の実施です。今年度は、前回の事案を受け、7月に法令遵守の研修を実施いたしました。引き続き関連する職員研修を実施し、職員一人一人の理解の促進及び意識改革を図ります。地方自治法第1条の2第1項に「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」と定められております。町民に対する組織の責任として、再発防止に向けた取組を着実に進め、失われた信頼の回復に全力を尽くしてまいります。

以上です。

○議長（松井孝恵）

家根谷君。

○7番（家根谷美智子）

今、答弁にもありました地方自治法において、その役割の大きさ、公務職員として担う仕事の重さが示されました。

その仕事について、続きまして、業務体制と安定した行政運営とはに入ります。

事務処理の進め方については、担当する職員に依存する部分が大きいと、どうしても特定の方が不在の際に業務が滞ったり、思わぬミスにつながったりする心配もあります。仕事の継続性と正確性を守るために、業務の標準化や引継ぎの仕組みを整えていくことが大切でしょう。また、業務量と人員配置のバランス、効率的で安定した行政運営を目指す体制づくりについても、今後の検討課題ではないかと考えます。

さらに、行政事務の正確さを支えるものとして、内部統制の仕組みも重要であります。補助金の支払い手続や申請の確認作業においては、二重チェックがどのように機能しているのか、午前中の質問にも同じことが指摘されておりました。また、幹部職員や上長がどのように関与し責任を果たしているのかも重要な点と考えます。あわせて、組織全体のガバナンスをどのように強化していくのか、町としてのお考えをお聞きします。

○議長（松井孝恵）

町長。

○町長（奥田 誠）

お答えします。

ご指摘のとおり、業務の標準化、効率的な行政運営は安定した町政を築く上で不可欠な課題であると認識しております。業務の継続性と正確性を確保するための取組を進めてまいります。

業務の継続性を確保するため、担当者個人の知識に依存しないよう、それぞれの業務についてマニュアルを作成、更新します。また、特定の職員に業務が集中しないよう、計画的な人事異動も必要であると考えています。これにより、多角的な視点を持つ職員を育成します。

次に、正確性の確保でございますが、今回の事案で機能不全を招いた原因を分析しました。特に補助金の手続においては、申請や交付決定、支払い処理などの複数の段階でチェックが設けられていたにもかかわらず、実質的な機能が働いていなかったことが判明しております。

今回の事案については、調定調書等の整理の時期や決裁規程について、正しく理解できていなかったことが要因の一つであると考えております。再発防止対策として、決裁の際に、業務の承認だけでなく、それぞれの職階の職員が内容を精査する体制を強化し、チェック機能の実効性を高めます。私を含め、職員には決裁規程に基づき日々決裁をしております。議案する職員には内容の分かる議案文を作成するよう、また、承認や決裁をする職員には、内容はもちろんですが、添付書類の確認についても確実に行うよう指示をしております。特に、管理職については、日々の決裁の中で所属の職員が身につけるべきスキル等について、その場その場で指導するように指導をしております。

次に、組織全体のガバナンス強化については、今回の事案を教訓として取組を進めてまいります。

1点目は、リスク管理体制の構築です。事務処理における潜在的なリスクを洗い出し、リスクに応じたチェック体制を整備します。部署ごとに業務内容が異なるため、クロスチェックが可能となります。

2点目は、職員倫理意識の向上です。服務規律や法令遵守に関する研修を強化し、職員一人一人の倫理意識を高めることで、不適正事案の再発の防止をします。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

家根谷君。

○7番（家根谷美智子）

ただいま答弁にもありました中に、実質的な機能が働いていなかったという、これについて人は行うことなので難しいところではあると思います。

また、人を育てるということに関して、続いて、人材育成と組織の展開についてお聞きします。

今回の事案からも、事前防止の観点から、職員一人一人が自らの業務は町民の生活に直結しているという自覚を持つことが不可欠だと考えます。民間の企業の中には、組織全体の統治性や方向性を持つため、クレドを導入しているところがあります。クレドとは、信条、約束、志を意味するラテン語に由来し、企業活動のよりどころとなる価値観や行動規範を示します。企業理念をより具体的に実行可能な行動指針に落とし込み、従業員全員が同じ方向を向いて、日々の業務で迷わず行動できるよう、企業全体を対象とした判断基準や目標となるものです。

こういった民間の事例も取り入れながら、形式的な研修だけでなく、実践的な人材育成プログラムや、主体的に改善に取り組む風土をどのように育てていくのか。また、前例踏襲や事なき主義から脱却し改善を重ねる文化をどう醸成していくのか、町の方針を伺います。

○議長（松井孝恵）

町長。

○町長（奥田 誠）

お答えします。

ご指摘のとおり、職員一人一人の意識改革等、常に改善を目指す組織文化の醸成は、安定した行政運営の基盤を築く上で重要な課題であると認識しております。

上富田町では、職員行動指針は策定しておりませんが、上富田町職員服務規程、服務の原則、第2条「職員は全体の奉仕者としての職責を自覚し、誠実、公正かつ能率的に職務を遂行するように努めなければならない。」、上富田町職員倫理規程、目的、第1条「この規程は、上富田町職員が町民全体の奉仕者であって、その職務は町民から負託された公務であることに鑑み、上富田町職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する町民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する町民の信頼を確保することを目的とする。」と定められております。

議員にご提案いただきました民間の取組事例も参考にし、職員が日々の業務で迷った際に立ち戻るべき価値観や判断基準を明確にし、町民サービス向上への意識を共有してまいります。意識を共有するためには、課内会議や職員研修が必要になります。いかに効果的に職員の理解を深めるか、方法については今後の検討課題とさせていただきます。

また、日々の業務の中で、前例踏襲は多くあります。これは、公平性を担保する上で大変大切なことあります。一方で、前例踏襲は業務改善がなされない可能性を含んでおります。現在の上富田町の職場環境は、職員が業務改善に関するアイデアを提案できる環境であると認識しております。昨年度から職員研修のメニューに先進自治体視察研修を加え、今年度業務改善がなされたケースもありますので、今後もこの研修制度は継続していきたいと考えております。

これらの取組を通じて、職員一人一人が全体の奉仕者である意識を持ち、町民の皆様のために自立的に行動する組織へと変革してまいります。

以上です。

○議長（松井孝恵）

家根谷君。

○7番（家根谷美智子）

今お聞きしました先進自治体視察研修とは、とてもいい取組だと思います。

次に、先進的な取組として、デジタル化と業務効率化について入りたいと思います。

最終的には人の確認も要ることながら、今や電子申請や進捗管理システムの導入、デジタル化は当たり前の時代です。さらに、AIやクラウドサービスを活用して業務の効率化を推進しているところですが、町としてのDX推進方針とその実現に向けた工程を伺います。

○議長（松井孝恵）

町長。

○町長（奥田 誠）

お答えします。

上富田町では、上富田町DX推進計画を令和4年11月に策定し、令和7年度までの工程を基にDXを推進しているところです。計画策定からの3年を振り返ると、業務用パソコンが無線化され、電子決裁システムの利用開始によりペーパレス化が進み、デジタルを活用し事務を進める環境インフラが整備されてきています。職員が個々の事務処理の見直し、BPR業務改革に取り組めるベースができ、職員のDXに対する意識改革が進んでいると考えています。

人口減少社会が進む中、行政業務の効率化と住民サービスの向上を進めるために、DXの推進は不可欠です。行政業務の効率化とは、単純に職員の負担を軽減するためではなく、業務改革を推し進める時間を確保し、さらなる業務の効率化を目指すこと、業務量が見える化し、業務作業の負担の分散や、職員が定型業務以外に時間をかけられる環境をつくることが肝要です。

例えば、プロジェクトの進捗を管理する場合、進捗管理ツールなどのビジネスツールが有効であると言われています。このようなビジネスツールや生成AI、またノーコードツールなど、先進自治体の取組を参考にしながら、職員のDXリテラシー、基礎知識の底上げを図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松井孝恵）

家根谷君。

○7番（家根谷美智子）

今後の業務やチェック体制にもDXが取り入れられ、改善されることを期待したいと思います。

続きまして、持続可能な組織づくりを。

今後において最も重要なのは、今回の件も踏まえた町民の信頼を回復することです。不備の再発防止に加え、職員が誇りを持って働く環境を整えることで、人材の確保定着にもつながります。また、人材確保や多様化する行政ニーズに応えるためには、柔軟な働き方改革も不可欠です。例えば、副業制度や兼業人材の受入れ、テレワーク制度の導入などにより、職員のキャリア形成と町政への新しい知見の導入が期待できます。

町は、こうした10年後、20年後に向けた未来志向の組織展開をどのように構想し、実現に向けた検討を進めていくのか。今後、町として信頼され、選ばれる行政組織をどのように構築していくのか、持続可能な行政運営のビジョンをお伺いいたします。

○議長（松井孝恵）

町長。

○町長（奥田 誠）

お答えします。

町民の皆様からの信頼を回復するためには、不適正事案を二度と繰り返さない取組を実行していくほかないと考えています。また、この取組においては、職員が安心して意見を述べ、業務の改善に取り組める環境を整えてまいります。これにより職員自身の成長を促し、全体の奉仕者であるという職責に誇りを持って働く組織を目指します。この取組を実行することで、人材の定着につながるものと考えております。

また、10年後、20年後に向けた組織展開については、多様化する行政ニーズに対応するためには、職員の働き方改革が不可欠であると考えています。副業・兼業制度やテレワーク制度、県が導入予定のフレックスタイム制度を含め、職員の柔軟な働き方に対する制度改正は確実に進んでいます。

本町においても、これらの制度の導入に向けて先進事例を調査、研究するとともに、

関係部署と連携して制度設計や運用のための課題を洗い出し、すぐの導入は難しいですが、段階的な導入を研究してまいります。

以上です。

○議長（松井孝恵）

家根谷君。

○7番（家根谷美智子）

ただいま町長より、今後に向けた行政運営のビジョンをお伺いしました。

今回の不備の件に関しては痛恨ではありますが、それを糧に組織を進化させることこそが重要だと私は考えます。信頼を取り戻し、さらに一步進んで未来を切り開く行政へと変革するために、組織体制の強化、人材育成、DX推進、柔軟な働き方の導入といった多角的な改革が求められます。上富田町が町民の皆さんの期待に応え、住民に寄り添う信頼される行政と選ばれる持続可能な組織を実現していくことを切に願いまして、質問を終わります。

続きまして、自転車利用に関する教育とマナーの啓発について質問したいと思います。

近年、注目されている自転車利用に関する課題と利用者のマナー向上充実について、町が実施している取組をお尋ねいたします。この問題につきましては、令和4年6月議会でもお尋ねしていますが、道路交通法の改正もありましたので、今回改めて質問いたします。

平成29年5月に自転車活用推進法が施行されて以来、行政が各自責任を持って利活用の推進を取り組むべきものとして、国や地方自治体では導入と普及が進められているところです。上富田町においても、令和3年に上富田町を発着とするクマイチルートの発表やナショナルサイクリルルートに制定された太平洋岸自転車道のルートの誘致を行ったことは、記憶に新しいところです。さらには同年に、JR西日本和歌山支社により、きのくに線サイクルトレインが開始されるなど、和歌山県南部の自転車活用推進においても近年大きな変化が起きています。

一方で、自転車のマナーや安全についての社会からの要請はますます厳しくなっています。令和5年4月1日には、ヘルメット着用が努力義務化となりました。残念ながら、和歌山県の県内ですけれども、着用率は、令和6年度の警察庁の調査では全国平均の17%には及ばず、14.9%に止まっています。

このような状況の中、令和8年来年の4月より、交通安全罰則が強化され、自転車の交通違反について反則金、いわゆる青切符制度が導入されます。県内のヘルメット着用率が伸び悩む中、上富田町に関する注意すべき数値が発表されています。和歌山県警の調べによると、令和5年にゼロ件だった自転車事故が、令和6年度には5件と一気に増

えています。それに伴い、県内事故増加量が1位となり、さらに1万人当たりの事故発生件数が和歌山市の3.2を超えて4.2となっています。また、令和6年度の全国の子供の交通人身事故件数における自転車乗車中の事故は、全体の67.1%と高い割合を占めています。

上富田町の自転車事故について、あるいは和歌山県警への報告以外に、軽微なけがなども含めて町内の子供の自転車事故の報告は来ておりますでしょうか。それと、町ではこの自転車事故の件数の増加及び1万人当たりの事故発生件数について認知しているか。また、これについて町の見解と対応をお伺いいたします。

○議長（松井孝恵）

教育委員会副局長、吉田忠弘君。

○教育委員会事務局副局長（吉田忠弘）

お答えいたします。

町中の小・中学校から教育委員会に報告は来ております。その報告のあった自転車事故等の件数についてですが、令和6年度は転倒などのけがも含めると8件、令和5年度は3件です。また、市町村教育委員会は、交通事故を認知すれば和歌山県教育委員会事故問題行動等報告要綱に基づき、県教育委員会に書面により報告しているところでございます。

次に、自転車事故件数の増加についてですが、1万人当たりの認知ではなく、事故発生件数として把握しているところでございます。

また、事故後の対応についてですが、校長会を通じて各学校へ安全教育のお願い、小・中学校では学校だよりで、車に注意や通学路の安全確保と自転車の運転ルールについてなどをお知らせしているところでございます。なお、小学校では自転車通学の児童に対して、随時の下校指導や、夏休み前の全校集会を通じて子供たちに交通安全ルールについてお話ししている状況でございます。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

家根谷君。

○7番（家根谷美智子）

ただいま令和5年度には3件、令和6年度には8件という自転車事故の報告を答弁いただきました。

続きまして、この事故件数と比例はしていませんが、比較的事故の多発地帯が示されている交通網の中で、先ほども述べましたナショナルサイクルルートのショートカットコースにもなっている朝来駅前の国道についてお尋ねしたいと思います。

J R 朝来駅周辺は、町の玄関口としての役割を果たす重要な地域であります。しかし、現状では電柱や電線が多く立ち並び、歩道の確保や防災面での課題も指摘されます。特に南海トラフ地震のときには、電柱倒壊のリスクがあり、災害時の復旧にも時間要するおそれがあります。

一方で、無電柱化を進めることにより、歩行者や自転車走行時の安全確保、また、防災機能強化といった効果が期待されます。この課題解決に向けて町長も推進していたと思うのですが、歩道拡幅や自転車レーン整備と併せて駅前幹線道路の無電柱化について、町として計画や見通しをお持ちでしょうか。お答えください。

○議長（松井孝恵）

建設課長、谷本和久君。

○建設課長（谷本和久）

お答えいたします。

国道42号は国の管理になり、朝来駅前周辺の歩道整備につきましては、地元要望を受けて平成27年度、国へ要望を行っております。その後、歩道整備は事業化され、平成30年度より国道311号岩崎交差点付近から工事に着手し、令和元年度にかけてアピア前交差点までの間を幅員1.5メートルで整備していただきました。引き続き、朝来駅前交差点までの間も歩道の新設計画をしていただいておりましたが、用地の協力が得られず、この区間の歩道整備が中止となりました。そのため、追突事故が多いこの区間は、路面標示やカラー舗装の対策をしていただき、計画区間の整備は完了しております。

また、国道42号は、第一次緊急輸送道路に指定されており、大規模災害時にはその役目を果たす必要があることから、令和3年より無電柱化についても国に要望し、協議を重ねているところであります。令和5年には紀南河川国道事務所や関西電力など関係機関と共に国道311号岩崎交差点から紀勢自動車道上富田インターチェンジまでの間を歩いて状況を確認し、課題点などを抽出しました。

まず、電線を地中化するためには3メーター程度の歩道が必要ということですが、ご存じのとおり、朝来駅前の国道42号には歩道整備されていない区間がほとんどで、整備されたところでも1.5メートルと、現状、電線を地中化するためのスペースがないということが課題の一つであります。また、3メートルの歩道を確保するとなると、建物が支障となってくるところもあり、協力を得られるかが重要となってきます。

以上のことから、現状では電線の地中化は大変難しい状況にありますが、大規模災害時には重要な路線であるため、歩道整備と併せた無電柱化の実現化を国に要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松井孝恵）

家根谷君。

○7番（家根谷美智子）

ただいま駅前の道路に関して答弁いただきました。第1次緊急輸送道路ということもあって、早急に走りやすい道路にしていただきたい。玄関口ということもあって、かなり事故も多発しているところでございます。私も駅前の交差点のところで、なぜそうなったのかちょっと分からんんですけども、軽自動車がひっくり返っている大きな事故も見たことがあります。また、でも課長おっしゃられるように、3メートル程度の歩道が必要になるということは、かなり大変な用地買収と難しい点も多々あるということをお聞きしました。

隣のアピア前交差点なんですけれども、そこでもかなり危ない状況が続いておりますので、そのアピア前の変則4差路について、交差点改良というのはお考えありますでしょうか。

○議長（松井孝恵）

谷本君。

○建設課長（谷本和久）

お答えいたします。

アピア前の交差点につきましては、令和元年度に、先ほどご説明しました歩道整備と併せて横断歩道などの改良を国に実施していただきました。しかし、議員おっしゃるところ、以前変則な交差点でありますて、時間帯によっては渋滞が発生しております。

町としましても、管理者である国と協議を行っており、その中で道路線形の改良や渋滞を解消するには、アピアへ侵入するための右折帯を設けることが最もよい対策になると考えております。これにつきましても課題点が多く、現在、国における事業化の可否について検討していただいているところでございます。

今後も、先ほどご説明いたしました歩道整備や無電柱化事業と併せて、引き続き協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

家根谷君。

○7番（家根谷美智子）

検討課題として、今後も交差点改良のほうに向けて無電柱化と一緒に研究していくっていただきたいと思います。

続きまして、上富田町では多くの子供たちが、通学や町内の移動に自転車を利用しています。また、従前より朝来小学校の高学年で南紀の台に居住の児童は、自転車で通学しております。通学路として設置されているルートは、途中で国道42号と交わり、その交差点は交通事故発生の頻発エリアとなっています。道路の規格も通学路の規定に則していないとお聞きしています。ハードの整備に限界がある中で、道路利用者の安全意識の向上が、事故の未然の防止において大きな影響を与えると考えます。

前回、令和4年の質問での答弁では、和歌山県警察本部交通企画課安全教育係ひまわり隊を中心に白浜警察署の交通課と一部、町交通指導員の方々の協力も得ながら、春や秋に交通安全教室を実施しており、中学校においては実技の指導を行うなどの授業の実施はないが、学期毎の自転車点検の機会を通じて、交通安全の意識を高めるための取組をしているということでした。今までも、交通安全教室は取り組まれてきておりますが、効果に関しては、近年の事故件数を見る限り、さらに拡大し計画的に実行していかなければいけないのではないかでしょうか。

令和7年2月に朝来に本籍を置く一般社団法人紀州くちくまの未来創造機構に所属するサイクルステーションKMICH（クミッチ）が、和歌山県わがまち元気プロジェクト支援助成金を活用し、朝来小学校にて、あすなろ学童保育所の児童及び近隣の未就学児と小学生低学年の児童を対象に、遊びながら学べる自転車教室を試験的に開催しました。ゲーム感覚で自転車を使うので、安全行動やルールが自然と身につくと参加者からは非常に好評で、このような遊びを通じて自転車に親しむ教育の場の回数を増やしてほしい、現状の年1回の交通安全教室だけでは意識の定着には不十分に感じているとの声もお聞きしました。

特に、先に述べたように、来年4月から青切符制度が導入されます。反則金は高額であり、高校生や大人の違反が最近問題となっています。そのため、将来の違反防止に向けて、子供を対象とした交通安全教育の充実が急務であります。

また、自転車教育の運営については、現在は警察の方々のご協力の上進めておりますが、今以上の自転車交通安全教室や地域の実情に応じたマナー向上を実施しようとすると、現在の年1回の教室だけでは十分とは言えず、継続的に学ぶ機会の確保が必要です。今後、教室の開催回数の増加や補習的な取組について具体的にお考えでしょうか。また、現状年1回の自転車の交通安全教室が町内の各小・中学校で実施されていますが、教職員や保護者の皆様からはどのような評価やご意見が寄せられているでしょうか。それに実施の効果についてはどのように検証されているのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（松井孝恵）

吉田君。

○教育委員会事務局副局長（吉田忠弘）

お答えいたします。

小学校における交通安全教室は、実施の前年度に和歌山県警察本部交通企画課と日時の調整を行い、実施しているところでございます。現在実施している交通安全教室は、交通ルールの講話、実技指導、横断歩道の渡り方、自転車の正しい乗り方など、一方的な講義形式にならないよう実施いただいている。

議員ご質問の継続的な教育ですが、交通安全教育は一度きりのイベントではなく、登下校や日常生活の関連づけ、繰り返し行なうことが効果的であると考えます。そのため、回数等々は各学校と話し合い、慎重に判断してまいりたいと考えております。

また、継続的に学ぶ場合、交通安全教室の形式や内容、効果など新しい情報を求めているのか、体験機会を増やすことで具体的なイメージが湧くのではなく、実践的な体験を取り入れることで楽しく学び、理解を深めることで、子供たちが交通ルールを守り、危険を予測し、安全に行動できる能力を育むことが重要だと考えています。子供たちが道路の危険を予測、命は大事、自分で身を守る、みんなで守る能力や意識を高めること、特に、歩行者、自転車利用者として必要な知識技能を身につけ、交通ルールを遵守することの大切さ、安全な行動を取れるように実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

家根谷君。

○7番（家根谷美智子）

ただいま答弁いただきましたが、今年の9月、今月、警察庁の交通局より、「自転車を安全・安心に利用するために」というものが示されております。自転車ルールブックですね。その中で、自転車への青切符導入の背景というものが示されています。自転車は、幼児から高齢者まで幅広い層が多様な用途で利用することができる身近で環境に優しい交通手段です。しかし、交通事故件数の総数が減少傾向にある中、自転車関連事故は7万件前後と横ばいで推移しており、全交通事故に占める自転車関連事故の構成比や、自転車と歩行者の事故の発生件数は増加傾向にあります。また、自転車と自動車の事故は減少傾向ですが、年間約5万件発生しており、自転車関連事故の約8割を占めています。さらに、自転車乗用中の死亡、重傷事故のうち4分の3には自転車側にも法令違反がありますとあります。

学校教育の中でも、こういった青切符導入とか、違反というところにも頭があるんですけれども、命を守るために、今おっしゃっていたようにそういうところにも力を入れていただきたいなと思います。

続きまして、昨年夏頃より、紀南地域のきのくに線各駅では、学生向けにサイクルトレイン利用禁止のポスターが貼り出されています。JR西日本和歌山支社によると、特に学生のルール違反や、ホーム上を自転車に乗って走るといった危険行為が報告されたため、やむなく対策したと聞いています。西牟婁郡内では特に朝来駅で頻発しているとの報告もあります。

JRでは、OBによる学校訪問など、今までルール遵守をお願いしてきましたが、町ぐるみで対策を行うことはできないでしょうか。このままでは学生のJR利用が減ってしまうだけでなく、彼らの行動範囲を奪うことになりかねません。小・中学校、町内在住の高校など、学生向けのマナー向上に関する教育も県やJRと共同で実施することはできないでしょうか。お答えください。

○議長（松井孝恵）

吉田君。

○教育委員会事務局副局長（吉田忠弘）

お答えいたします。

きのくに線サイクルトレインは自転車を車内に持ち込めるサービスで、通勤、通学、サイクルツーリズムなど観光から日常生活まで、幅広いシーンで多くの人に利用されていると認識しています。しかしながら、白浜駅から紀伊田辺駅間の4駅で、通学でのサイクルトレイン利用禁止、通学以外のサイクルトレインの利用は可能と。また、学校の長期休暇期間夏休み、2025年の7月18日から8月25日までは終日利用が可能でした。

議員おっしゃられるように、教育の観点でいいますと、どういった行為が悪い、問題であるか、ルールの周知徹底に限るのではなかろうかと考えてございます。小・中学校などの教育の場での交通安全教育の取組は大変重要であると考えますので、関係機関と連携して取り組んでまいります。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（松井孝恵）

家根谷君。

○7番（家根谷美智子）

生活に密着しているところでもあります。交通弱者への配慮というところもありますので、連携してやっていただくということをよろしくお願いしたいと思います。

最後に、町長にお尋ねします。

子供の成長過程において、自転車は行動範囲の拡大による自由の獲得、知らない地域を知るきっかけなど、自らの意思でできる新たな世界の拡大につながる非常に重要なツ

ールであるだけでなく、免許も要らない乗り物として指定されている唯一の交通手段です。子供たちに学ばせる、守っていくことは、私たちの義務だと思います。ハード整備と同時にソフト面も含めた両面の対策が必要と考えます。

また、自転車教育を提供する体制としては、現在大きな役割を担っていただいている警察と共に働くしつつ、行政でも何らかの対策が必要ではないでしょうか。そういうことも鑑みて、上富田町で現在の自転車交通安全対策と利用者のマナー向上についてのお考えをお聞かせください。

○議長（松井孝恵）

町長。

○町長（奥田 誠）

お答えします。

自転車は、子供から大人まで幅広い世代で楽しむことができる乗り物であり、通学、通勤、遊びの場、健康増進など、様々な効用があります。また、サイクルトレンなどとの取組は、自転車での行動範囲を大きく広げる可能性を持っています。

しかし、近年、自転車事故の増加とマナーの悪化等に伴い、ヘルメット着用の努力義務化や罰則の強化がされてきたところです。残念ながら、上富田町でも信号無視などのルール違反や自転車の放置などのマナー違反が見られます。反面、自転車が道路を横断する際に、自動車の側が停止して道を譲ると、会釈して横断するなどの気持ちのよい対応もよく見られるようになりました。

私も、小学校や中学校、高校など教育の場での取組は大変重要であり、生涯にわたって自転車に楽しむことにつながると思っています。ただ、学校だけの取組では限りがあります。議員が言われますように、関係機関や地域と連携を深めながら、地域全体で取り組んでいけたらと思います。

また、子供たちだけでなく、我々大人も積極的に交通ルールの遵守やマナー向上を目指すことで、大人が見本を示すことも大切ではないでしょうか。その啓発をしていくのは行政の役割であると考えています。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

家根谷君。

○7番（家根谷美智子）

ただいま町長に答弁いただきましたように、未来の子供たちを守る教育の取組をしていっていただきたいと思います。

これで、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（松井孝恵）

これで、7番、家根谷美智子君の質問を終わります。

以上をもって一般質問を終了いたします。

△延　　会

○議長（松井孝恵）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

次回は9月11日午前9時00分からとなっていますので、ご参集を願います。

延会いたします。ありがとうございました。

延会 午後2時50分